

第2章 地域福祉の現状と課題

1 統計からみる平塚市の現状

(1) 人口及び世帯数の状況

2020年の国勢調査報告によると、本市の人口は258,422人で、2015年の同調査に比べて195人の増加となりました。しかしながら、2023年5月現在の推計人口は257,919人となっており、本市も人口減少の局面に突入したものと考えられます。

本市では、コロナ禍の状況下を含み、2015年から転入超過の状況が続いており、2020年の世帯数は、112,191世帯で、2015年に比べて4,794世帯増加しました。これは、1世帯当たりの人員が減少傾向にあるということであり、2020年の1世帯当たり人口は2.30人で、1990年の2.99人と比べると約0.7人の減少となっていることが、これを裏付けています。

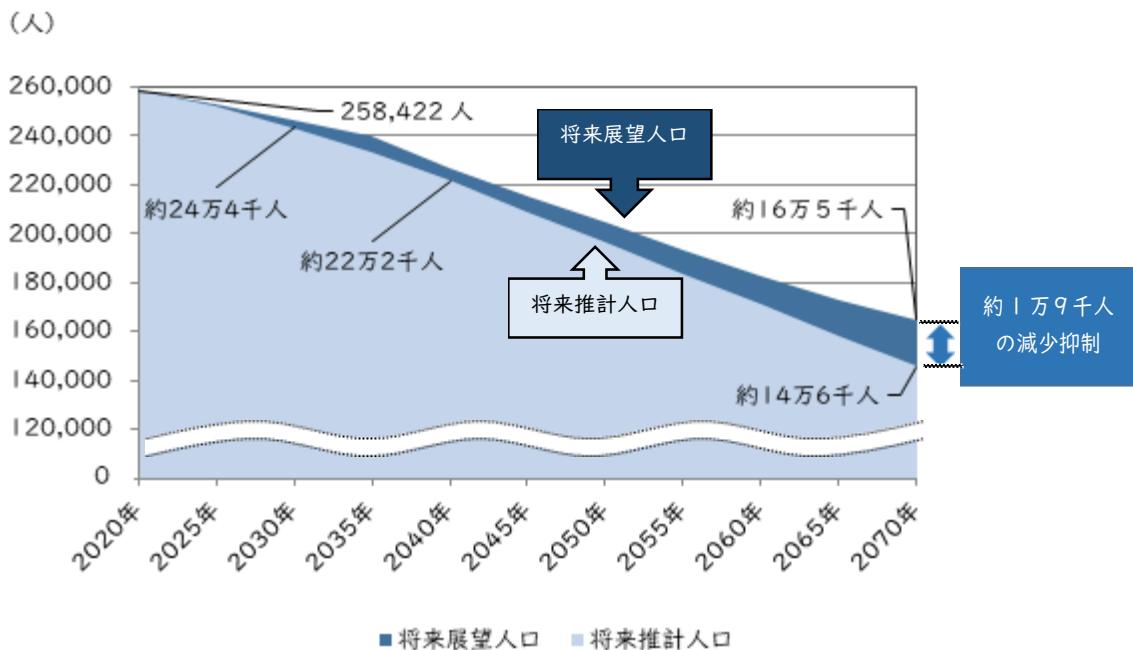
【平塚市の人団、世帯数等の推移】

調査年次	人口			前回調査に対する 増加人口		世帯数	1世帯あたり 人口
	総数	男性	女性	実数	増加率		
1995	253,822	129,603	124,219	7,872	3.2%	88,742	2.86
2000	254,633	129,336	125,297	811	0.3%	93,058	2.74
2005	258,958	132,156	126,802	4,325	1.6%	99,785	2.59
2010	260,780	132,048	128,732	1,822	0.7%	104,369	2.50
2015	258,227	129,456	128,771	2,553	-1.0%	107,397	2.40
2020	258,422	129,056	129,366	195	0.1%	112,191	2.30

(出典:国勢調査)

我が国ではすでに、2008年をピークとして人口減少社会に突入している中、市が独自に推計した将来推計人口は、2030年に約24万4千人、2070年には約14万6千人に減少し、合計特殊出生率や社会移動の状況が改善した場合には、2060年に約16万5千人となり、人口減少が緩和すると予測しています。ただし、いずれのケースでも人口の減少は確実に進行し、人口減少の波は避けられないと見込まれます。

【平塚市の人口の将来展望】



※ 国立社会保障・人口問題研究所の推計（2023年中に公表予定）を踏まえ、修正要否を検討予定。

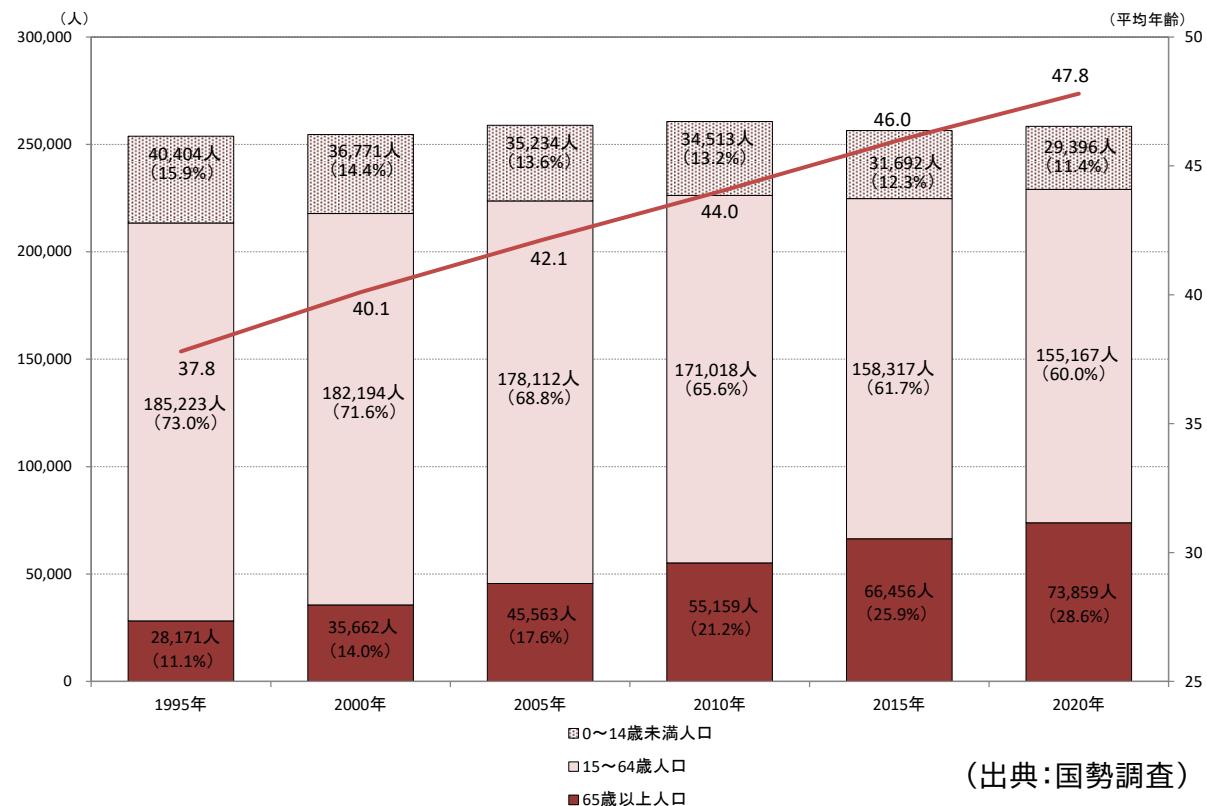
（2）少子高齢化の状況

2020年の国勢調査では、本市の年齢3区分別人口は、年少人口（0～14歳）が29,396人、生産年齢人口（15～64歳）が155,167人、老人人口（65歳以上）が73,859人となっています。

我が国が諸外国の中で類を見ない超高齢社会となっている中、本市の1995年から2020年まで25年間の推移を見ると、年少人口比率は15.9%から11.4%へ減少、高齢化率は11.1%から28.6%に増加しており、少子化・高齢化が着実に進展していることがわかります。また、平均年齢は47.8歳となり、この25年間で10.0歳も高くなっています。

この傾向は今後も継続することが見込まれており、平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第9期〕）によると、20●●年度には老人人口が●●人となり、その内訳は前期高齢者（65歳～74歳）が●●人、後期高齢者（75歳以上）が●●人になると推計されています。

【平塚市の年齢別人口、高齢化率、平均年齢の推移(国勢調査)】



【高齢者人口の現況と将来推計】(推計でき次第記載します。)

	2022年度	20●●年度	20●●年度
高齢者人口(高齢化率)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
後期高齢者(75歳以上)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
前期高齢者(65歳~74歳)	人 (%)	人 (%)	人 (%)

(出典:平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第9期]))

(3) 地区別の人口と高齢者・年少人口比率

2023年1月現在の地区別の高齢化率をみると、地域により大きな開きが見られるものの、30%を超える地区も多くあり、一部の地区では35%を超えています。一方で、年少人口比率をみると、ほとんどの地区が10%台前半であり、一部の地区では10%を下回っています。

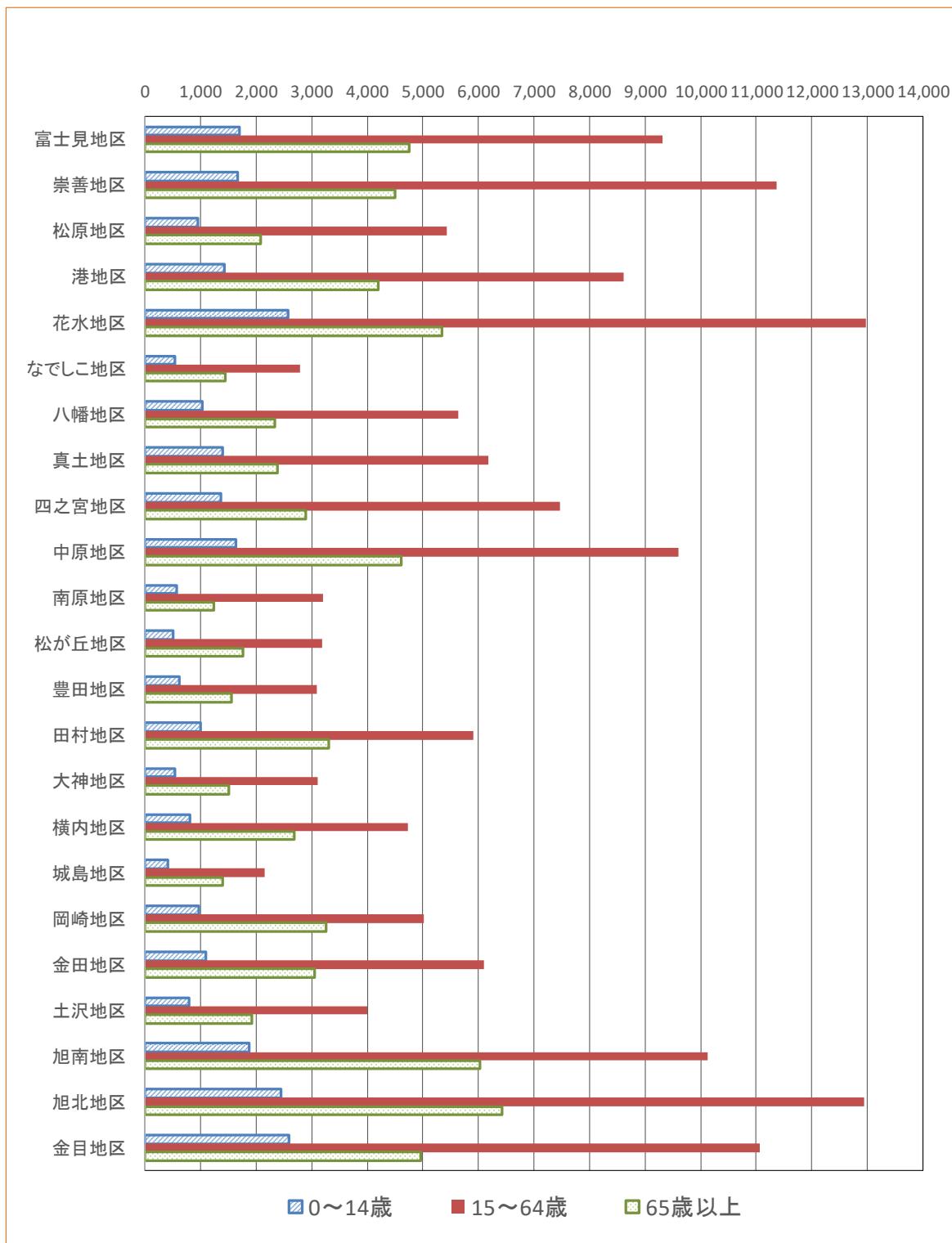
【地区別人口(年齢3区分)、高齢化率等一覧】 (2023年1月1日現在)

地区	小学校区	人口				高齢者人口比率(%)	年少人口比率(%)
			0~14歳	15~64歳	65歳以上		
富士見地区	富士見小	15,759	1,692	9,315	4,752	30.2%	10.7%
崇善地区	崇善小	17,536	1,672	11,368	4,496	25.6%	9.5%
松原地区	松原小	8,469	949	5,437	2,083	24.6%	11.2%
港地区	港小	14,231	1,420	8,607	4,204	29.5%	10.0%
花水地区	花水小	20,890	2,572	12,978	5,340	25.6%	12.3%
なでしこ地区	なでしこ小	4,760	536	2,781	1,443	30.3%	11.3%
八幡地区	八幡小	8,990	1,028	5,635	2,327	25.9%	11.4%
真土地区	真土小	9,951	1,399	6,174	2,378	23.9%	14.1%
四之宮地区	大野小	11,710	1,356	7,469	2,885	24.6%	11.6%
中原地区	中原小	15,848	1,631	9,605	4,612	29.1%	10.3%
南原地区	南原小	4,999	563	3,200	1,236	24.7%	11.3%
松が丘地区	松が丘小	5,439	497	3,186	1,756	32.3%	9.1%
	大原小						
豊田地区	豊田小	5,260	608	3,095	1,557	29.6%	11.6%
田村地区	神田小	10,217	995	5,916	3,306	32.4%	9.7%
大神地区	相模小	5,149	529	3,112	1,508	29.3%	10.3%
横内地区	横内小	8,216	804	4,734	2,678	32.6%	9.8%
城島地区	城島小	3,952	401	2,148	1,403	35.5%	10.1%
岡崎地区	岡崎小	9,226	959	5,015	3,252	35.2%	10.4%
金田地区	金田小	10,239	1,090	6,101	3,048	29.8%	10.6%
土沢地区	土屋小	6,709	786	4,000	1,923	28.7%	11.7%
	吉沢小						
旭南地区	勝原小	18,032	1,880	10,128	6,024	33.4%	10.4%
	山下小						
旭北地区	旭小	21,804	2,439	12,939	6,426	29.5%	11.2%
	松延小						
金目地区	金目小	18,614	2,591	11,064	4,959	26.6%	13.9%
	みずほ小						
合計		256,000	28,397	154,007	73,596	28.7%	11.1%

(出典:住民基本台帳)

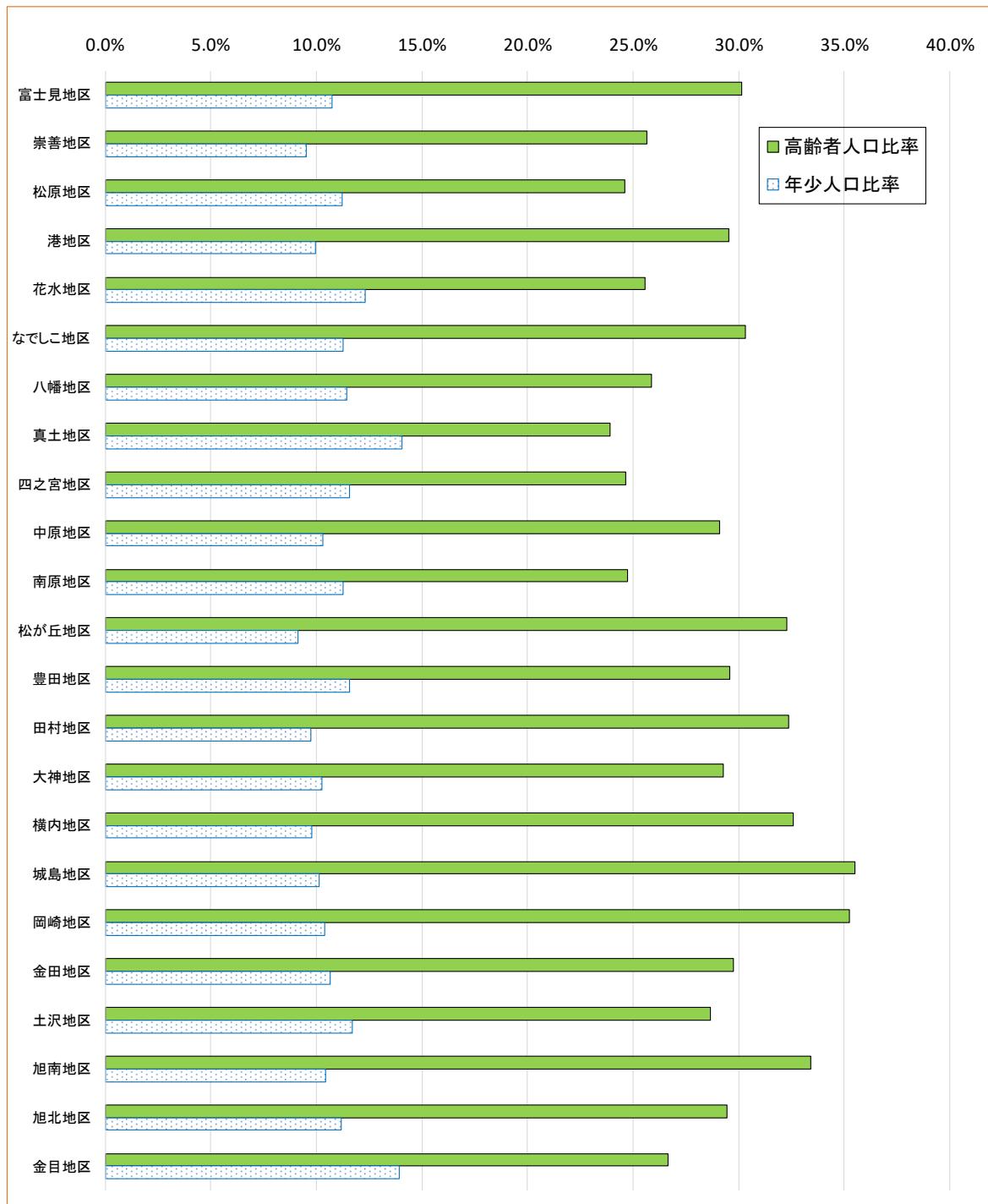
※ この地区別人口及び高齢化率は、住民基本台帳を集計したものです。したがって、国勢調査の確定値を基礎として、その後の住民基本台帳の増減を加除した推計人数とは異なります。

【地区別人口(年齢3区分)】



(出典：住民基本台帳)

【地区別高齢者人口及び年少人口比率】



(出典：住民基本台帳)

(4) 出生数の推移

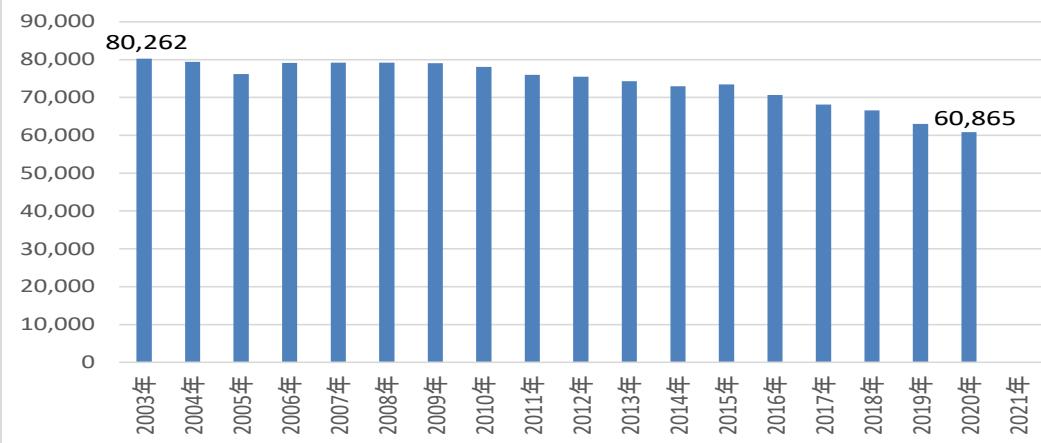
本市における出生者数は全国的な傾向と同じく減少傾向にあり、2020年における本市の出生数は1,513人で、2019年と比較して66人の減少となりました。10年前の2010年と比較すると、約550人も減少していることになります。

人口千対出生率（人口1,000人当たりの出生率）は5.9で、県の6.6を大きく下回っています。また、2020年における本市の合計特殊出生率（一人の女性が一生涯に平均何人の子どもを産むかの数値）は、1.20となっており、減少傾向が続いています。

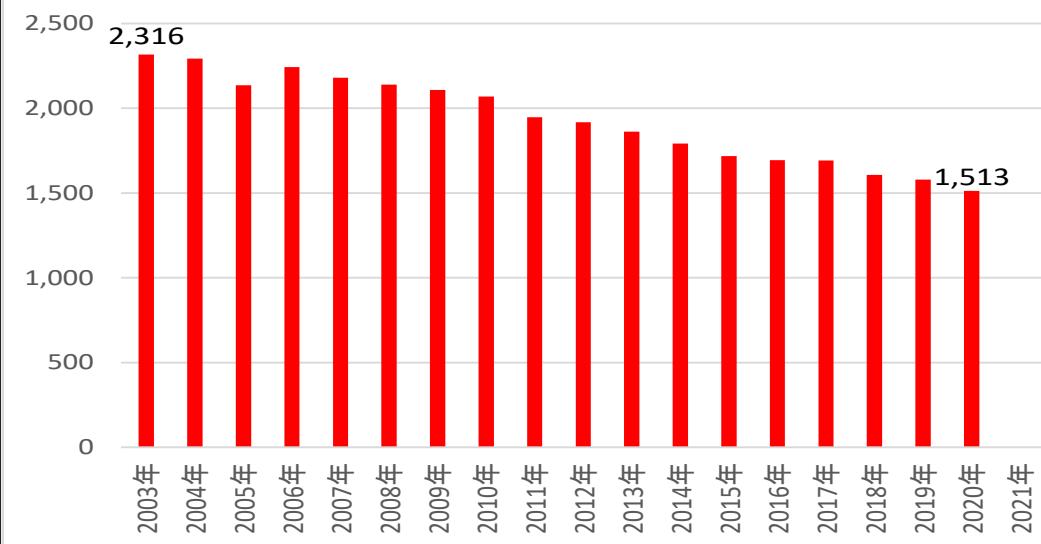
【出生数の推移】

2021年の数値は公表され次第、掲載。

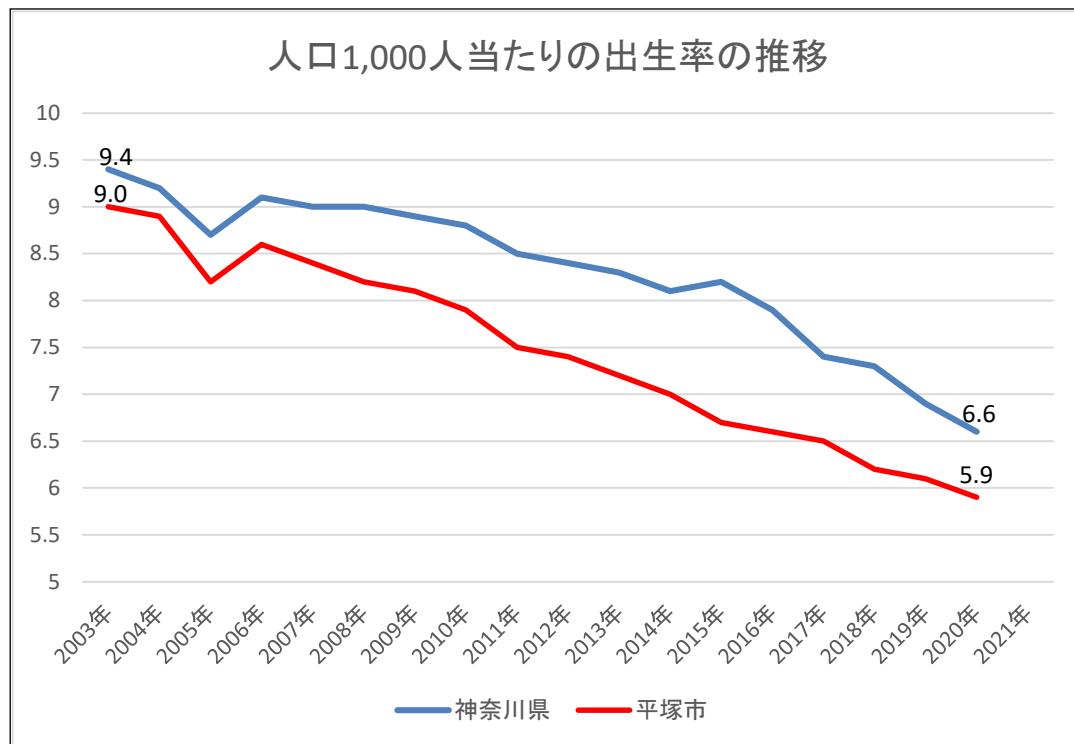
出生数の推移(神奈川県)



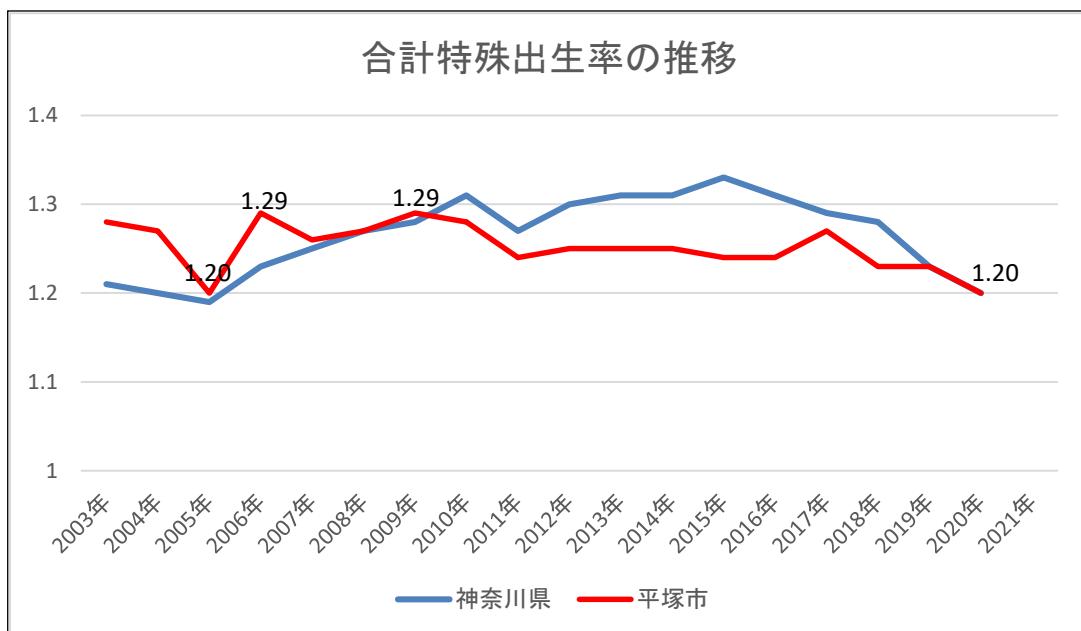
出生数の推移(平塚市)



【出生率(人口千対)の推移】



【合計特殊出生率の推移】



(出典：神奈川県衛生統計年報)

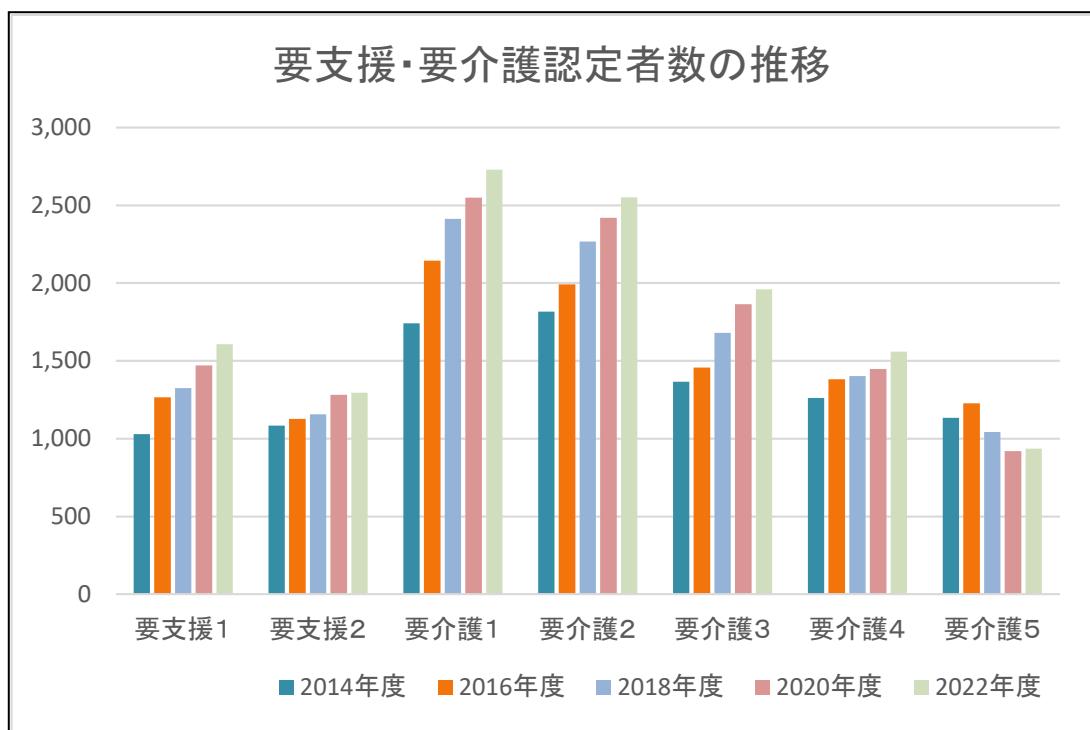
(5) 高齢者の状況

高齢者については、高齢化の進展ペースが衰えていないこともあり、要介護・要支援認定者は引き続き増加傾向にあります。また、配偶者の死別などによるひとり暮らし高齢者も増加しており、2025年度には後期高齢者のひとり暮らし世帯数は〇〇世帯になると見込まれています。

人生100年時代といわれ、高齢者のライフスタイルが変容する中、就業している高齢者が増加しており、2020年の国勢調査によると、65歳以上の22.5%、75歳以上の10.2%の方が就業しています。

【要支援・要介護認定者数の推移】

(単位:人)



(出典:平塚市行政概要)

【高齢者独居世帯、要介護認定者の現況と将来推計】(推計でき次第記載します。)

	現況 (2022年度)	20〇〇年度	20〇〇年度
75歳以上ひとり暮らし 世帯数	世帯	世帯	世帯
要介護認定者数	人	人	人
第1号被保険者(認定率)	人 (%)	人 (%)	人 (%)

(出典:平塚市高齢者福祉計画(介護保険事業計画[第9期]))

コラム1 認知症サポーター・チームオレンジ

認知症の方は年々増加しており、厚生労働省によると2025年には700万人、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると言われています。周囲の人やご家族だけでなく、自分のこととして考えていかなくてはならない時代になりました。

認知症に伴う様々な周辺症状（ひとり歩き、幻覚や幻聴、怒りっぽい等）から、「認知症の人＝困った人」という誤解が生まれ地域や社会から孤立するケースが少なくありません。しかし、認知症になっても、周囲のちょっとした配慮やサポートがあれば住み慣れた地域で希望を持った日常生活を送ることが可能な人はたくさんいます。

認知症サポーターは「なにか」特別なことをする人ではありません。認知症になっても安心して過ごせるまちづくりのために、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する「応援者」のことです。認知症サポーター養成講座を受講した方が認知症サポーターになります。平塚市では、地域住民だけでなく企業や学校など、これまで27,000人以上の方が講座を受講しています。認知症サポーターの証は、オレンジ色のピンバッジです。

さらに、上級研修や認知症VR体験を通して、具体的な支援の方法や認知症の方の目線に立った支援の方法を学んだ認知症サポーターは、チームオレンジメンバーとして地域の中で認知症の本人や家族の方を支援しています。現在約250人のメンバーが認知症カフェや町内福祉村等で活躍しています。



(6) 障がい者の状況

本市における障がい者（障害者手帳等の交付者）数については、2022年度で13,128人（延べ13,618人）であり、一貫して増加傾向にあります。近年では要介護状態の高齢者が身体障害者手帳を取得するケースが多く、障がいの重複や重度化も見られます。とりわけ、近年ではさまざまな医療的ケアを必要とする人が増加しており、地域における支援体制の整備が求められています。一方で、近年になって注目されるようになった発達障がい（*5）や高次脳機能障がい（*6）、難病の人などは障がいの認定基準などに合致しないことも多く、障がい者と認定されない障がいのある人も相当数いると考えられます。

障害者基本法では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するという理念の下、各種の施策が展開されています。特に神奈川県では、2016年7月に発生した津久井やまゆり園での痛ましい事件（*7）を受け、障がい者に対する差別や偏見をなくすことなどを掲げた「ともに生きる社会かながわ憲章」を定め、「ともに生きる社会かながわ」の実現に取り組んでいます。また、2023年4月には「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」が施行されるなど、当事者の目線に立った障がい福祉が推進されています。

【障がい者数(障害者手帳等の交付者)の推移】

単位:人

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	合計
2016 年度	8,206	1,921	2,065	12,192
2018 年度	8,138	1,980	2,232	12,350
2020 年度	7,993	2,178	2,413	12,584
2022 年度	8,453	2,356	2,809	13,618

(出典:平塚市行政概要)

*5 発達障がい　自閉症やアスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がいや学習障がいなどに類する脳機能障がいのうち、通常は症状が低年齢のうちに発現するものを総称したものです。発達の遅れや質的な歪み、能力獲得の困難さなどが生じるなどの特徴があるとされます。

*6 高次脳機能障がい　病気や事故、ケガなどにより記憶保持の障がい、注意障がい、物事を計画どおりに進める能力の障がい、社会的な行動を取ることの困難さなどにより、日常生活や社会生活に制約がある状態を指します。

第2章 地域福祉の現状と課題

*7 津久井やまゆり園事件 2016年7月に発生した、県立の「津久井やまゆり園」において元職員が入所者など46人を殺傷(死亡19人、負傷27人)した痛ましい事件です。事件の背景には障がい者に対する偏見や差別的思考があったことが指摘されています。

こうした、障がいの有無にかかわらず共生する社会の実現を目指し、障がい者の社会参加や就労支援については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく各種の福祉サービスを活用した社会参加機会の確保や就労支援などが実施されています。中でも障がい者の就労促進に関しては、障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）に基づいて取組が進められています。踏まえ、「ひらつか就労援助センター（*8）」による就労相談を通じた一般就労に向けた支援などが進められています。

これに加えて、市内には、障がい当事者などで組織する障がい者団体や親の会があり、相互の交流や支援などの活動をしています。

*8 就労援助センター 障がい者の就労や職場定着を支援するための相談機関です。

【主な障害福祉サービスの利用状況（2022年度）】

サービス類型	利用者数（人）	利用日数（日）
生活介護（*9）	652	140,408
地域活動支援センター（*10）	391	36,583
	利用者数（人）	派遣時間数（時間）
居宅介護	386	63,408
移動支援	150	7,857

(出典:平塚市行政概要)

*9 生活介護 主に重度障がい者を対象として、支援員による食事や排せつ、入浴や社会参加活動などへ支援を提供する日中活動サービスです。

*10 地域活動支援センター 市町村ごとの地域特性に応じて創作的活動や生産活動機会の提供、社会との交流機会などを提供する日中活動サービスを行います。

【就労、福祉的就労などの状況（2022年度）】

サービス類型	利用者数（人）	利用日数（日）
就労移行支援 (*11)	133	15,764
就労継続支援(A型) (*12)	78	13,809
就労継続支援(B型) (*13)	637	95,690
	新規相談者数（人）	うち、一般就労者数（人）
ひらつか就労援助センターの相談等	58	33

(出典:平塚市行政概要)

*11 就労移行支援 企業などへの一般就労を希望する障がい者を対象として、就労に必要な職業能力の獲得や職場実習、就職後の職場定着支援などを提供する日中活動サービスです。

*12 就労継続支援(A型) 企業などにおける一般就労が難しい障がい者を対象として、雇用契約を結んだ上で支援者からの支援を得ながら働く就労形態を提供する日中活動サービスです。基本的には最低賃金以上の給与が支払われます。

*13 就労継続支援(B型) 企業などにおける一般就労が難しい障がい者を対象として、雇用契約は結ばずに支援者からの支援を得ながら働く就労形態を提供する日中活動サービスです。基本的に最低賃金は適用されません。

コラム2 ひらつか障がい者福祉ショップありがとう・夢のタネ

ひらつか障がい者福祉ショップ「ありがとう」は、障がい者の就労意欲を高めるとともに、障がい者への理解を深める目的で平成26年7月に市役所1階の多目的スペースにオープンしました。平塚市内、近隣あわせて30の障がい福祉事業所の製品を販売しており、市役所を訪れる市民や職員に親しまれています。

「ありがとう」の運営は、平塚市内を中心とした障がい福祉事業所や障がい者団体連合会により設立された「ひらつか障がい者福祉ショップ運営協議会」が担っており、その売上は障がいのある人の賃金・工賃となっています。

また、その活動は市役所内に留まらず、市が催す各種イベント等でも活動の場を拡げており、障がいのある方やその支援者と市民が様々な機会で触れ合うことで、思いやりの心の醸成、「心のバリアフリー」の推進といった共生社会の実現に資する取組を担っています。

「ありがとう」のロゴマークは市内にある東海大学の学生が考案した複数のデザインから障がい福祉事業所利用者等の投票により選ばれたものです。

ワークステーションひらつか「夢のタネ」は、平成27年2月に開所し、庁内各課に潜在する、通知等郵便物の封入・封かん、回覧物の棚入れや印刷物の紙折り、通知・チラシなどの仕分けなどの軽易な事務作業を引き受けています。

障がい者スタッフは、支援員の指導の下で、事務作業を行うことにより、仕事のスキルや社会性を身に付け、一般就労へのステップアップすることを目指しています。

さらに、職員が担っている軽易な事務作業等を「夢のタネ」に依頼することで、職員はより市民に向き合う時間を確保し、また政策形成事務など高度な仕事に集中して従事し、市役所全体の仕事の効率化を図ることも目的としています。

【当事者団体一覧（平塚市障がい者団体連合会）】 2024年4月現在

団体名称	会員数
平塚市肢体障害者福祉協会	53
平塚市視覚障害者協会	65
平塚市聴覚障害者協会	56
平塚市手をつなぐ育成会	47
平塚市腎友会	187
湘南あゆみ会	116
平塚地区自閉症児・者親の会（平塚やまびこ会）	19

(出典：平塚市障がい者団体連合会資料)

コラム3 平塚市障害者団体連合会

平塚市障害者団体連合会は昭和47年に結成された、市内の障がい当事者やその親たちによる7つの団体の連合会です。会員相互の情報交換に加え、多くの人々が障がいについて理解を深めることにより、障がい者が自立し、一市民として共に支え合って生きていくことのできる社会を目指し活動しています。

代表的な活動としては「障がい者の日キャンペーン」があり、毎年12月3日から9日までの「障害者週間」に合わせて、当事者団体の活動を市民に知ってもらい障がいへの理解を深める取組を行っています。啓発品を配布するほか、特設ステージでは当事者による民謡、市内の学生による手話コーラス等の出し物で毎回盛況となっています。

また、障がい当事者団体として、平塚市の障がい福祉施策にも助言を行う等活躍しており、最近では、平塚総合公園にインクルーシブ遊具を設置する際に、市内の特別支援学校とともに当事者目線からの意見をいただいている。

(7) 子育て支援の状況

前述のとおり、本市の人口千対出生率や合計特殊出生率は神奈川県の平均を下回る状況にあります。この要因としては、若い女性の人口が減少しているという人口構造上の問題のほか、未婚率の上昇、晩婚化等が影響していると思われます。また、核家族化の進展や地域でのつながりの希薄化などを背景として、「産後うつ」に象徴される出産・育児の不安や孤立なども指摘されています。

安心して子どもを産み育てられる環境づくりのためには、子どもの成長や子育てを地域全体で支えることが重要です。地域住民による見守りや子育て広場（サークル・サロン）、学習支援などの取組に加え、妊娠・出産・育児の切れ目のない公的支援を重層的に展開することで、若者の「子どもを産み、育てたい」という希望が叶えられる社会を構築することが求められます。

こうした状況を踏まえ、本市においては子どもの年齢や世帯の状況などに応じ、次の方向性に沿って子育て支援施策を推進しています。

- ◇ 妊娠や出産、子育てに関する不安や悩みの相談対応などの切れ目のない支援を推進するとともに、適切な情報提供、関係機関との連携により必要な支援につなげる相談体制の充実を図る
- ◇ 安心して子育てができるようにするため、保護者の仕事と育児の両立を支援するとともに、経済的な負担感の軽減を図る
- ◇ 地域、保育所等において、育児支援や相談しやすい環境などを整え、子どもの成長につながる機会・体制を充実する

具体的には、保育所や認定こども園（＊14）、放課後児童クラブ（学童保育）の計画的設置や「つどいの広場」（子育て中の親子が気軽に集い、交流ができるフリースペース）、子育て支援センターやファミリー・サポート・センター（育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（支援会員）が会員となり、育児について相互に助け合う会員組織）の運営などに取り組んでいます。

*14 認定こども園 教育・保育を一体的に行う施設のことで、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設とされます。主に幼稚園に保育機能を付加したもの、保育所に幼児教育機能を付加したものがあります。

2017年から妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない支援を目的に子育て世代包括支援センター「ひらつかネウボラーム はぐくみ」が開設されています。「はぐくみ」には保健師や助産師、管理栄養士などの専門職員が配置され、相談や情報提供、支援へつなぐための窓口となっています。また、発達が気になる子どもに関する相談窓口として「こども発達支援室くれよん」が開設されています。「くれよん」では、保健師や保育士、社会福祉士、臨床心理士などの専門職が配置され、相談や情報提供、支援につなぐための窓口の他、保護者同士の交流・情報交換を目的とした事業や医療的ケア児等コーディネーターの配置も進めています。

【主な子育て支援施策の設置数、定員】

		2016 年度	2018 年度	2020 年度	2022 年度
認可保育所・ 小規模保育事 業所・認定こ ども園	設置数	41 か所	42 か所	46 か所	50 か所
	定員数	3,635 人	3,693 人	3,944 人	4,070 人
つどいの広場	設置数	3 か所	5 か所	5 か所	5 か所
放課後児童 クラブ	設置数	38 か所	40 か所	46 か所	51 か所

(出典:平塚市行政概要)

子育て広場(サークル・サロン)の現況

地域の子育て広場として、主に民生委員児童委員や主任児童委員などの市民が主体となり、平塚市内の各地域の公民館や町内福祉村などで開催しています。親子が自由に参加することができ、交流したり気軽に相談したりすることもできる場を提供しています。

なお、2023年4月からは、地域医療福祉拠点整備モデル事業の一環として、旭南地区の子育てサロン「きずなっ子」に近隣の民間保育所から保育士を派遣し、子育ての相談や情報提供等を実施しています。

子育てサロンの数	2016 年度	2018 年度	2020 年度	2022 年度
	39 か所	40 か所	41 か所	41 か所

(出典:「子育て応援団体」冊子)

コラム4 ひらつか子ども・子育て支援ネットワーク

「平塚を子育てしやすいまちにしたい」そんな思いから、子どもの支援を日頃行っている支援者同士が手を繋ぎあおうと、令和4年に発足しました。

ネットワークの推進体制は、行政や民間の委員により構成されており、4つのプロジェクト（情報発信、交流会、子ども食堂・学習支援、アンケート）が活動しています。

各プロジェクトには、子育て中のママさんからサロンや子ども食堂・学習支援に係る子育て応援団体の方、民生委員や行政職員他様々なメンバーの方が参加しています。



【各プロジェクトの活動】

■情報発信プロジェクト

支援や活動状況に関する情報収集と発信方法等について検討し、支援する側、受ける側がわかりやすいSNSの発信、ホームページ作りをしています。

■交流会プロジェクト

多様な支援者が幹事となり、市域・地域の交流会等を企画し楽しくネットワークの輪を広げています。

■アンケートプロジェクト

子育て中の保護者や支援者、企業など様々な人から必要な支援や子育てに関する要望を集めるアンケートの実施し、皆さんのが声をひらつかの子育て支援につなぐ活動をしています。

■学習支援・子ども食堂プロジェクト

学習支援、子ども食堂の活動を広く周知し、参加者と協力者を増やし支援者同士の連携強化を目指しています。

子育て世代の皆さんの希望や不安に思うことをキャッチしネットワークを通じて楽しく子育てできるまちづくりを目指しています。

(8) 市民活動の状況

自治会・町内会

自治会・町内会は、地域において、お互いに協力し合い、住みよいまちをつくるために自主的に組織された団体です。2022年4月時点で、平塚市自治会連絡協議会に加入する自治会・町内会は226団体となっています。

なお、住民の自治会加入率は68.8%となっています。

コラム5 自治会・町内会

自治会・町内会は、一定の区域内に住所を有する人たちのつながり（地縁）に基づいて形成された任意の団体です。良好な地域社会を維持・形成するため、住民相互の連絡や生活環境の整備、あるいは集会施設の維持管理等、地域的かつ公益的な共同活動を行っています。

防災や防犯、環境美化等、地域には個人や家庭だけでは解決が困難なたくさんの課題がありますが、これらの課題に対して、地域全体の力を合わせた様々な活動を通じて、解決を図ることができるのが自治会・町内会です。

自治会・町内会は、それぞれの規約（会則）で規定されている目的に沿って、親睦や交流、防災訓練や清掃活動などの事業に取り組んでいますが、人手や予算も限られているほか、感染症への感染防止の観点から、無理のない範囲で行なうことが大切です。役員の担い手不足や負担増、加入世帯の減少等の課題もあるため、皆さんで話し合い、地域の実情に合ったやり方や若い方の意見を取り入れたやり方、新しい生活様式に沿ったやり方に思い切って見直すことも必要です。

地域の中には様々な特技や職業経験を持ちながら、活動に踏み出すことができず、地域に埋もれたままになっている人材が多く存在します。

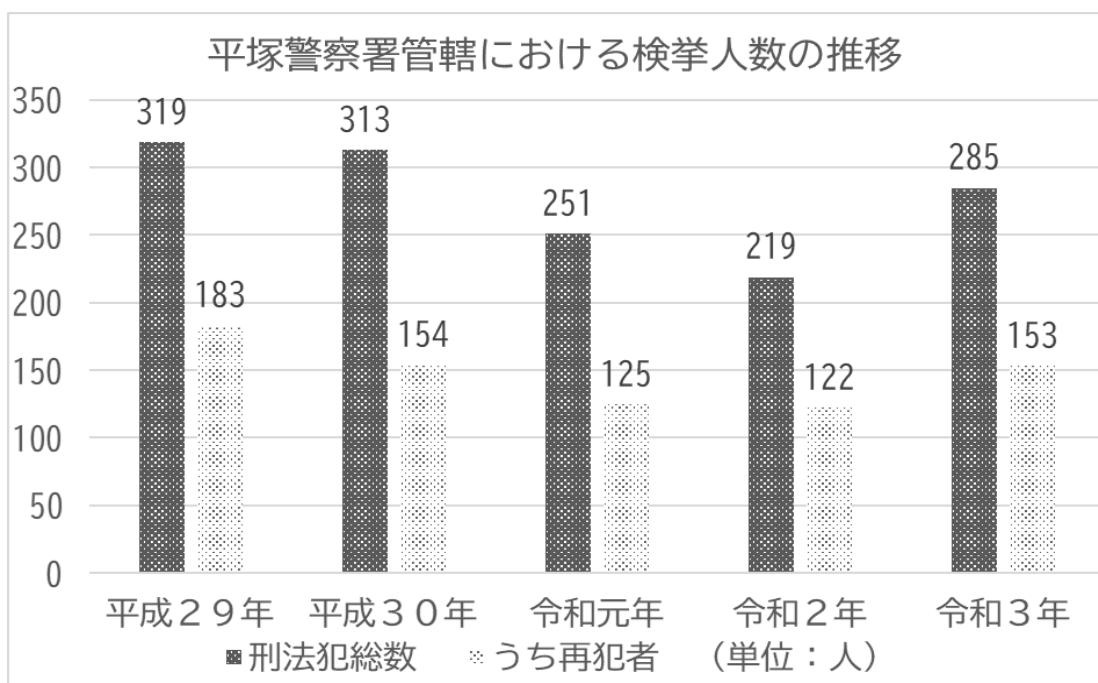
また、近年では在宅ワークにより、地域コミュニティで過ごす時間が増えた現役世代の方も増えています。

自治会・町内会の活動において、次世代を担う人材の発掘や育成が喫緊の課題であり、そうした方々に声をかけ、その得意分野を活かしてもらえれば、地域がますます活性化され、よりよい地域になることも期待できます。



(9) 再犯の現状

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居のない人、高齢で身寄りがない人など、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が存在します。そのような人が再び罪を犯すことを防ぎ、刑事司法手続きを離れた社会復帰後に地域社会で孤立されることのないように、当事者の生活等に係る福祉的支援に取り組むとともに、保護司会等の更生保護団体が再犯の防止等を含む更生保護活動を行っておりますが、本市の刑法犯総数に占める再犯者の割合は、国や神奈川県より高い傾向にあります。



コラム6 保護司の活動と保護司会

保護司は、法務大臣が委嘱した更生保護のボランティアで、犯罪や非行をした人の立ち直りを助けるとともに、犯罪予防の活動に取り組み、地域の安全・安心に貢献しています。身分は非常勤の国家公務員とされ、ボランティアのため給料は支給されませんが、活動内容に応じて実費弁償金が支給されます。

保護司は、保護観察官（更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員）と協力して、主に次のような活動を行っています。

- ①保護観察 更生保護の中心となる活動で、犯罪や非行をした人に対して、指導や助言、援助などを行い、その立ち直りを助けるもの。
- ②生活環境調整 少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、帰住先の調査、引受人との話し合い、就職の確保など必要な受入態勢を整えるもの。
- ③犯罪予防活動 犯罪や非行をした人の更生について地域社会の理解を求め、犯罪や非行を未然に防ぐための啓発活動等

保護司の方々の職種は様々で、農林水産業・製造業・販売業・サービス業・土木業・建築業、公務員、宗教家、主婦など幅広い分野の方々が、保護司として活躍しています。仕事を退職した後も、保護司をライフワークのひとつとして続ける方が大勢います。それぞれの分野におけるそれぞれの経験を、犯罪や非行をした人の理解、指導及び援助に役立てています。

平塚市においても、様々な経験をもつ保護司が、「保護司法」に基づく保護司会を組織するとともに、更生保護女性会などの更生保護団体や、学校、警察、市や協力団体などと連携しながら更生保護活動に取り組んでいます。

2 自殺対策に関する状況

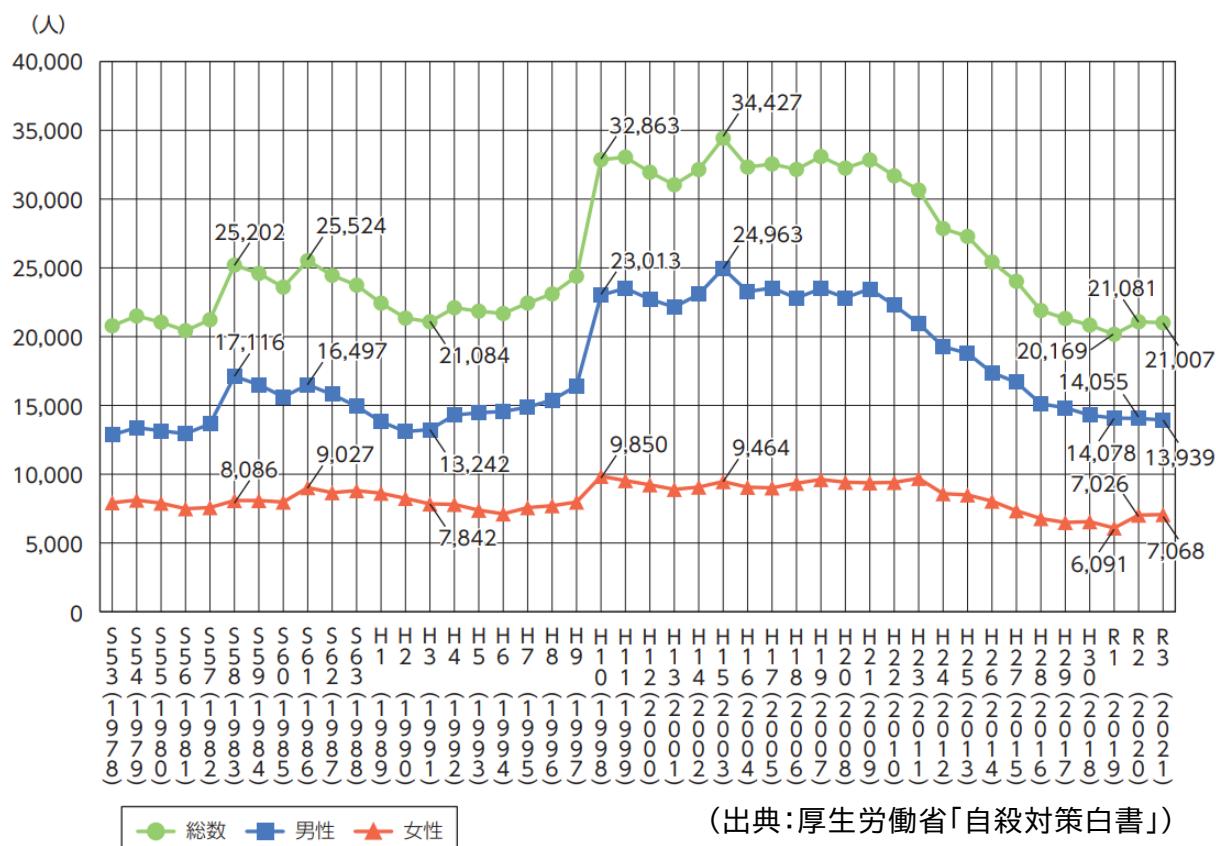
(1) 国の状況

自殺統計でみた国の自殺者数の推移

警察庁の自殺統計原票を集計した結果（以下「自殺統計」という）、1998年以降、年間3万人台と高止まりのまま推移していた年間自殺者数は、2010年以降7年連続で減少し、2015年には1998年の急増前の水準となりました。2020年は11年ぶりに総数が増加に転じましたが、2021年は減少しました。

男女別にみると、男性の自殺者数は女性を大きく上回って推移しています。男性は総数と似た推移を示しており、2010年以降は減少傾向にあります。女性は1986年及び1998年は総数及び男性と同様に大きく増加し、その後は緩やかに減少傾向にありましたが、2020年から増加傾向となっています。

【全国の自殺者数の推移】



(2) 平塚市の状況

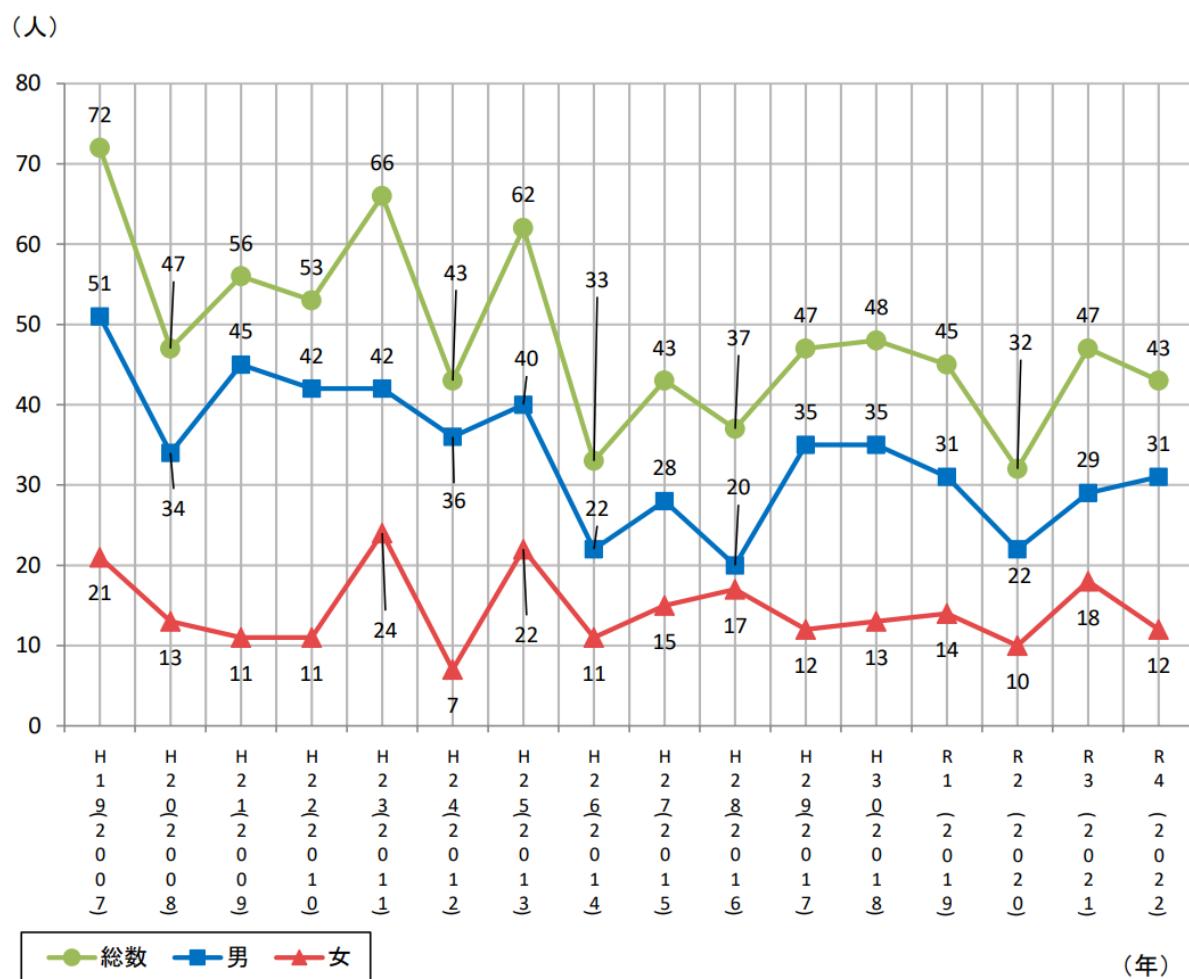
ア 自殺統計でみた自殺者数の推移

2007年からの推移をみると、増減を繰り返しながら減少傾向となっています。

男女別にみると、国の状況と同様に男性の自殺者数は女性を大きく上回り、総数と似た推移で減少傾向にあります。

女性の自殺者数は2011年と2013年に大きく増加したものの、2007年から変化はありません。

【平塚市の自殺者数の推移】



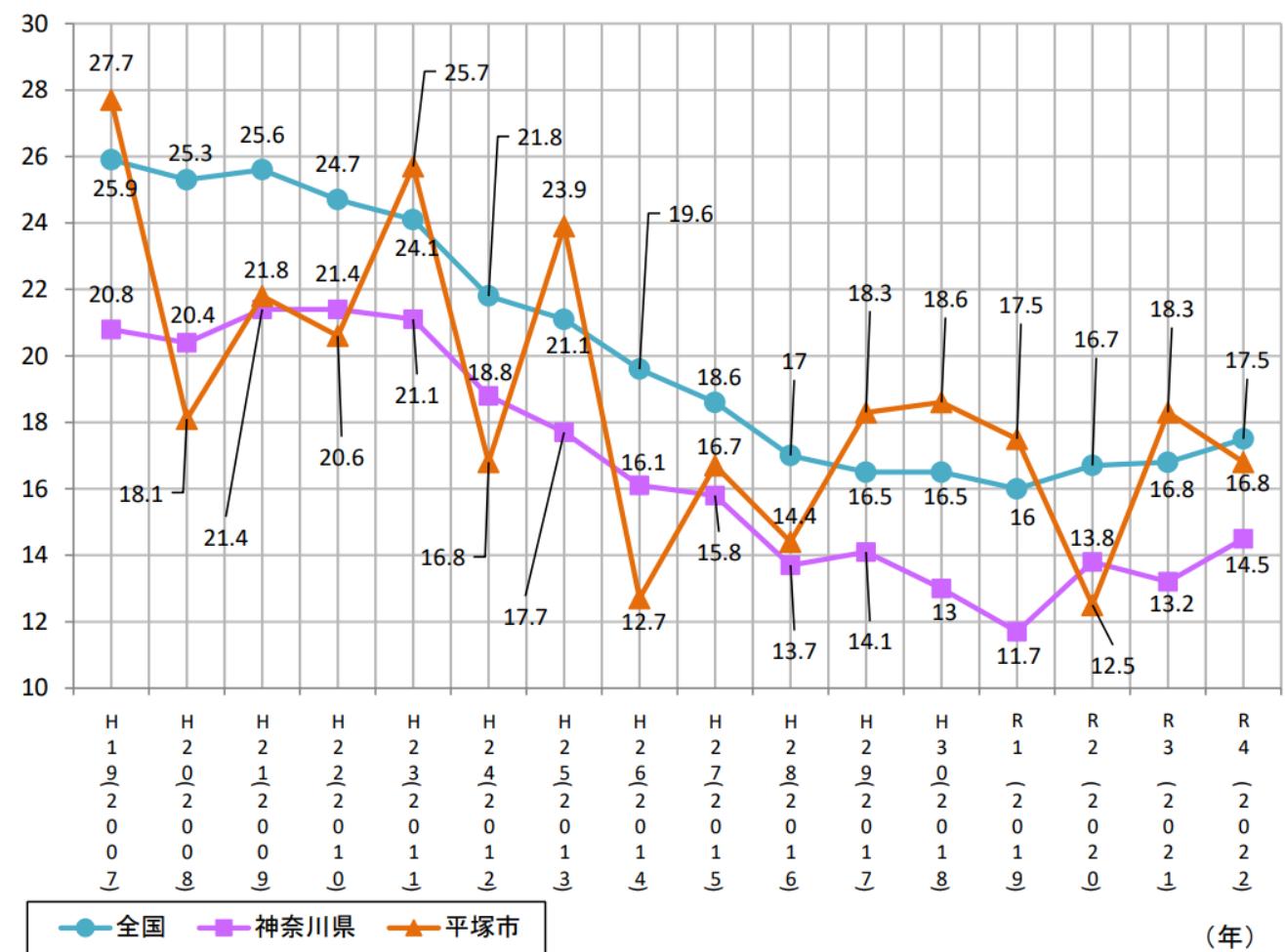
(「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」より厚生労働省自殺対策推進室作成)

イ 自殺死亡率

本市の人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」といいます。）をみると、増減を繰り返しながら減少傾向となっています。しかし、神奈川県と比較をすると、全体的に上回っていることから、県内で自殺死亡率の高い状況が続いていることがわかります。

【自殺死亡率の推移】

(人)



（「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」より厚生労働省自殺対策推進室作成）

ウ 年齢階級別の自殺者数の推移

自殺者数の推移を年齢階級（10歳階級）別にみると、2007年から現在にかけて「40～49歳」、「50～59歳」、「60～69歳」の自殺者数が多い状況となっています。2018年から2022年までの

5年間の累計は、「50～59歳」が最も多く47人、「40～49歳」が28人、「60～69歳」及び「70～79歳」が27人、「20～29歳」が26人、「80歳～」が25人、「30～39歳」が24人、「20歳未満」が最も少なく11人となっています。

工 職業別の自殺者数の推移

2018年から2022年までの5年間の累計は、「有職者（内訳：自営業・家族従事者、被雇用者・勤め人）」が最も多く75人、「年金・雇用保険等生活者」が54人、「その他の無職者」が45人、「主婦」が17人、「失業者」が8人、「学生・生徒」が11人、「職業不詳」が5人となっています。

才 原因・動機別の自殺者数の推移

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しております。様々な要因が連鎖する中で起きています。原因・動機別の自殺の状況については、自殺統計から、原因・動機を最大3つまで計上できることとしています。2018年から2022年までの5年間の累計は、「不詳」を除くと、「健康問題」が最も多く93人、「家庭問題」が56人、「経済・生活問題」が39人、「勤務問題」が19人、「その他」が16人、「男女問題」が10人となっています。

力 国が示す本市における主な自殺の特徴

自殺対策基本法に基づき策定された自殺総合対策大綱では、「国は、指定調査研究等法人（※）において、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析した自殺実態プロファイルを作成し、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定・見直しを支援する。」とあります。これにより作成された地域自殺実態プロファイル2022によると、本市は「勤務・経営」、「高齢者」、「生活困窮者」区分の自殺が多く、重点パッケージとして推奨されています。

※指定調査研究等法人として、一般社団法人 いのち支える自殺対策推進センター（以下、「JSCP」といいます。）が指定されています。

【平塚市の主な自殺の特徴】

自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 ^{*15} (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路 ^{*16}
1位：男性40～59歳有職同居	27	12.30%	19	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位：男性60歳以上無職同居	25	11.40%	26.8	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ） +身体疾患→自殺
3位：男性60歳以上無職独居	18	8.20%	91.8	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→ 将来生活への悲観→自殺
4位：女性60歳以上無職同居	17	7.80%	11.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位：男性40～59歳無職独居	14	6.40%	342.2	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

（出典：JSCP「地域自殺実態プロファイル 2022」）

*15 自殺死亡率　自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基に J S C P にて推計しました。

*16 背景にある主な自殺の危機経路　ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したものです。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことにご留意ください。

コラム7 ゲートキーパーになろう!

人は誰しも落ち込むことがあります。

これを読んでいるあなたも時には落ち込むことがあるでしょうし、もし、身近な人や大切な人が落ち込んでいたらとても心配になりますよね。

少しでも元気になってもらうために何かできることがないか…でも何をしたらよいのかわからない…と悩んだことはありませんか？

そんな時は、勇気を出してまずはやさしく声をかけてみることからはじめてみてはどうでしょうか。そんな行動が、ゲートキーパーの第一歩になります。

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のことです。特別な研修や資格は必要ありません。誰でもゲートキーパーになることができます。周りで悩んでいる人がいたら、やさしく声をかけてあげてください。声をかけあうことで、不安や悩みを少しでも和らげることができるかもしれません。

ゲートキーパーは、「変化に気づく」「じっくりと耳を傾ける」「支援先につなげる」「温かく見守る」という4つの役割があります。そのうちどれか1つができるだけでも、悩んでいる方にとっては大きな支えになるでしょう。

ただし、難しくとらえすぎる必要はありません。悩んでいる人に寄り添い、話を丁寧に聞くことは大きな心の支えになるはずです。困ったときには相談窓口や専門家の力を頼っても良いと思います。

平塚市では、様々な相談を受けることが多い民生委員児童委員等を対象に自殺に関する正しい知識と対処方法を伝える「ゲートキーパー養成研修」を実施しています。希望があれば、少人数からでも受けられます。希望日時・会場と人数をお伝えいただき、お気軽にお申込みください。

○平塚市主催のゲートキーパー養成研修の申込み連絡先

平塚市 福祉総務課 保健福祉総合相談担当

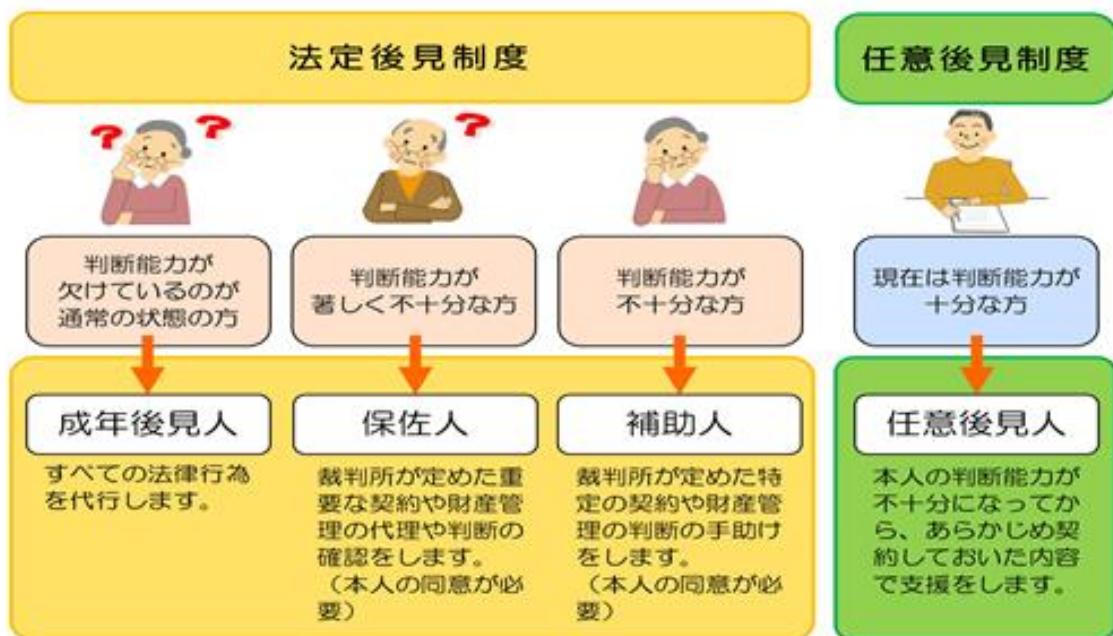
TEL：0463-21-8779（直通）

3 成年後見制度の状況

(1) 成年後見制度の概要

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、その他精神上の障がい等により、自分ひとりで判断することが難しい人の権利を守る制度です。

成年後見制度には、「法定後見」と「任意後見」の2つの制度があります。「法定後見制度」には後見、保佐、補助の3つの類型があり、本人の判断能力に応じて家庭裁判所が類型を決定することになっています。一方、「任意後見制度」は、御自分の意思がはっきりと伝えられるうちに、将来に備えてお願いしたい内容と人（任意後見人）を公正証書で残しておき、判断能力が低下した際に、家庭裁判所に申立をして、あらかじめ決めていた任意後見人と第三者である任意後見監督人が選任され、後見活動が開始される制度です。



【国の状況】

成年後見制度は、介護保険制度の導入と同じく、2000年4月にスタートし、認知症や知的障がい、その他の精神上の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、わが国における喫緊の課題となっていました。しかしながら、成年後見制度を必要とする人たちに十分利用されていない状況があることから、2016年5月に成年後見利用促進法を施行しました。そして、

成年後見制度の利用について、総合的かつ計画的に推進するために、2017年3月に成年後見制度利用促進基本計画（以下「第一期基本計画」という。）を策定、2022年3月には、第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「第二期基本計画」という。）が策定されました。第二期基本計画では、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住み慣れた地域で、すべての住民が、障がいの有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにする「地域共生社会」の実現を目指しており、市町村は、地域連携ネットワークを包括的なものとしていくための取組を推進していくよう示されています。さらに、市町村が優先的に取り組む事項として、任意後見制度の利用促進、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進、権利擁護支援の行政計画等の策定を挙げています。

【平塚市の状況】

本市は、2014年9月に、平塚市成年後見利用支援センター（以下「後見センター」という。）を開設し、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援に関する事業を幅広く行ってきました。そして、2022年3月28日に後見センターを中核機関と位置づけ、成年後見制度の利用促進に向けて、取組を進めてきているところです。中核機関は、①広報、②相談、③成年後見制度利用促進、④後見人支援という4つの機能を果たし、成年後見制度を充実させていく役割があります。本市における主な取組は、次のとおりです。

機能	内 容
広 報	成年後見制度に関する講座の開催や出張講座の開催
相 談	成年後見制度等の相談、市長申立要請の事前相談 弁護士による専門相談
利用促進	成年後見支援ネットワーク連絡会の開催 申立手続講座や支援者のための申立手続講座の開催 ケース検討調整会議の開催
後見人支援	後見サポーター全体会や市民後見人フォローアップ研修 親族後見予習セミナーや親族後見人研修会交流会の開催 第三者後見人研修会交流会の開催

また、成年後見利用促進法や国第一期基本計画を勘案し、2019年3月に第1期平塚市成年後見制度利用促進計画を策定し、「障がいや加齢による判断力の低下などがあっても、適切に成年後見制度などへつなぎ、一人の人として権利が守られる地域づくりを目指す」という基本的な考え方のもと、10の取組を推進しているところです。

なお、本計画策定のための市民意識調査の結果によると、成年後見制度について、「知っていた」は33.8%で、前回の市民意識調査の40.3%と比べて、6ポイント以上減少しました。また、後見センターについて、「知っていた」は、6.5%で、前回の市民意識調査の7.1%から大きな変化はありませんが、聞いたことがあるは13.6%であり、前回の市民意識調査から2ポイント増加しました。このほか、法定後見制度について「利用したくない」が12%、「どちらともいえない」が62%でした。その理由として、約半数の人が「制度がよくわからないから」を理由に挙げています。

本市では、地域における成年後見制度の担い手育成として、市民後見人養成を行ってきており、2022年度までに養成講座受講修了者は53人で、延べ11人が市民後見人として選任されています。このほか、成年後見制度の申立てを行う者がいない方に対する取組として、市長申立を行い、御本人の権利擁護を支援するとともに、後見報酬の支払いが難しい人について、報酬の助成をすることで、制度の利用支援を行っています。

【市長申立て件数】

	認知症高齢者	知的障がい者	精神障がい者	計
2018年度	13	0	1	14
2019年度	19	1	6	26
2020年度	9	3	3	15
2021年度	10	5	1	16
2022年度	20	4	3	27

(平塚市資料)

【後見報酬助成件数(平塚市資料)】

	65歳以上	65歳未満	計
2018年度	22	2	24
2019年度	21	2	23
2020年度	14	2	16
2021年度	21	1	22
2022年度	16	4	20

国が策定した、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」では、認知症高齢者の数は、2025年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています。また、第4期平塚市障がい者福祉計画によると、障害者手帳交付数も増加傾向にあり、成年後見制度の必要性は高まっていると考えられます。

次の表のとおり、後見センターへの相談件数は、年々増加しています。また、市長申立の件数も増加傾向にあります。このような状況の中、市長申立の事案では、候補者として専門職後見人がスムーズに見つからない事例も発生しています。さらに、本市の成年後見制度利用促進協議会では、専門職後見人の受け手が不足しているという声もあり、今後、担い手が不足することが懸念されています。

【後見センターの相談件数(平塚市資料)】

相談件数	電話相談			来所相談			合計(件)
	初回	継続	計	初回	継続	計	
2018年度	194	257	451	39	102	141	592
2019年度	173	241	414	55	109	164	578
2020年度	207	260	467	30	96	126	593
2021年度	247	301	548	52	141	193	741
2022年度	237	292	529	65	179	244	773

市民意識調査において、市民後見人について、「知らなかった」は80.8%であり、市民後見人養成講座を「受講してみたい、条件次第で受講してみたい」が16.1%となっています。地域の中で支え合うしくみを作る上で、まずは市民後見人についての周知をしていくことが必要となってい

ます。また、受講することについて関心がある方々が、市民後見人に選任されるだけでなく、制度の知識や理解を深めることで、同じ地域に暮らす権利擁護支援の理解者としての活躍することが期待されています。

このように、本市においては、成年後見制度に関する現状を踏まえた取組を進めてきていますが、実際の利用状況をみると、成年後見制度の利用者は、認知症高齢者や障がい者の数と比較して少ないのが現状です。これは、市民意識調査の結果にもあるように、「成年後見制度がよくわからない」、制度を理解することの難しさが要因の一つと考えられます。さらには、家庭裁判所で手続きをするという不慣れさや、申立手続きの難しさ、第3者後見人に対する報酬が生じること等から、実際には制度を必要としている人が、利用を躊躇するという課題があると考えられます。成年後見制度を知る機会として、後見センターでは定期的に成年後見制度講座を開催し、町内福祉村や地域包括支援センターなど、地域へ出張講座も実施してきましたが、後見センターの認知度は「知っていた、聞いたことがある」で20.1%となっており、まだ市民に広く知られていない状況にあります。

【成年後見制度の利用者数(平塚市資料)】

2018年12月末時点(単位:人)

	後見	保佐	補助	任意後見	合計
平塚市	385	63	14	6	468
神奈川県	12,521	2,353	675	274	15,823
全国	169,583	35,884	10,064	2,611	218,142

2022年12月末時点(単位:人)

	後見	保佐	補助	任意後見	合計
平塚市	374	81	17	4	476
神奈川県	13,043	3,432	996	303	17,774
全国	178,316	49,134	14,898	2,739	245,087

(出典:最高裁判所事務総局家庭局資料)

- 1) 成年後見制度の利用者（以下「利用者」という。）とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいいます。
- 2) 本資料は、2018年12月末日時点及び2022年12月末時点で横浜家庭裁判所（管内支部を含む。以下同じ。）が管理している利用者数を集計したものですが、その数値は自序統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じことがあります。
- 3) 2) の利用者数には、住所地が神奈川県内の利用者であっても、横浜家庭裁判所以外の家庭裁判所が管理している者の数は含まれません。また、横浜家庭裁判所が管理している利用者であっても、住所地が神奈川県外の者の数は計上していません。なお、利用者が既に死亡しているが後見人等の清算業務が完了していないために、裁判所において管理を継続している人数も含まれています。
- 4) 利用者の住所地は、事件記録上明らかとなっている住所地（原則として住民票所在地）です。利用者が実際に居住している場所や事件記録上明らかとなっていない住民票所在地を反映しているものではありません。

成年後見制度について、さらに詳しく知りたい方はこちら↓

成年後見はやわかり（厚生労働省ホームページ）

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>



厚生労働省の成年後見制度ポータルサイト
のマスコット「後犬(こうけん)ちゃん」

コラム8 成年後見制度のミニ知識

Q1：成年後見制度が必要になるのは、どのような時ですか？

A1：以下のような例のときです。

例1：定期預金を解約するとき

父親には年金収入と預貯金があり、昨年施設に入所しました。父親の普通口座の残高が少なくなって、定期預金を解約して普通口座に入金しようと思い、長男である私が金融機関へ行きました。ところが、「定期を解約できるのは口座名義の本人だけです」と言われました。父親は認知症があり施設入所していることを説明したところ、成年後見人が必要と言われました。

例2：相続手続きをするとき

父親が10年前に死亡してから、自宅で母、姉、私の3人で生活していました。姉は重度の知的障がいがあり、金銭管理は母が支援していました。先月、母が亡くなり、相続の手続きを進めていく中で、姉は成年後見人が必要だとわかりました。

Q2：成年後見人、保佐人、補助人には誰がなるのでしょうか？

A2：家族や親せきのほか、弁護士や社会福祉士などの専門職、市民後見人や後見活動をしている法人などがあります。

Q3：市民後見人とは？平塚市に市民後見人はいるの？

A3：「市民後見人」とは、一般市民による後見人のことです。後見人になるための資格は特に必要とされていません。親族以外の市民で、弁護士や司法書士、社会福祉士などの資格はもっていなくても、市町村等が実施する養成研修を受講して、後見人として必要な知識や態度を身に付けていき、家庭裁判所から後見人として選任されます。

平塚市では、後見センターに委託して市民後見人養成講座を開催しています。「地域のために自分ができることをしたい」、「親の介護を経験して成年後見制度のことを知り、たくさんの人々に協力してもらってきた」など、これまで自分が培ってきた経験を活かして、講座に参加された方もいます。専門職後見人ではわかりにくい地域の実情を一番理解しており、きめ細やかな心遣いができるという点が市民後見人としての強みです。本市では、2022年度末までに、市民後見人として選任されたケースが11件あります。

4 生活困窮者自立支援制度の状況

(1) 生活困窮者の状況

我が国では1990年代の半ば以降、安定した雇用が減少し、世帯構造も変化して、生活困窮者（*17）の増加が顕著になり、その傾向はリーマンショック後に加速しました。その結果、2011年7月には生活保護受給者数が過去最高となりました。そういった社会状況の変化に対応し、生活保護受給者以外の生活困窮者への支援を抜本的に強化するために、2015年4月に生活困窮者自立支援法（以下「困窮者支援法」という。）が施行されました。

それ以降、2020年に生じた新型コロナウイルスの影響等、支援の必要性は社会状況によって大きく変動しますが、困窮者支援法に基づいた各事業を実施することで、状況に応じた支援を行っています。

*17 生活困窮者 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者です。具体的には生活保護ボーダー層、ニート、ホームレス、障がいの疑いのある方、引きこもり状態にある方、就労未決定者などがあげられます。

【国の状況】

我が国における、生活困窮状態にあると思われる人の数などについては、次のとおりです。

- 生活保護について、被保護実人員は2,038,557人、被保護世帯数は1,641,552世帯で申請件数は19,158件、保護開始世帯数は16,891世帯です（2021年度1か月平均）。2019年度比で被保護実人員は減少し、被保護世帯数、申請件数及び保護開始世帯数は増加しています。
- 失業者について、完全失業者数は約193万人、完全失業率は2.8%です（2023年3月分）。2019年同月比で完全失業者数は約19万人増加し、完全失業率は0.3ポイント上昇しています。
- 租税滞納状況について、滞納発生割合は0.9%から1.3%の間で推移しています（2012年度から2021年度まで）。
- ホームレスの数は3,065人で、2017年度比で約半数に減少しています（2023年1月）。

このほか、障がいのある人、引きこもり状態にある人、ニート、多重債務を抱えている人、さまざまな要因が複合して生活に困窮している高齢者や中高年齢層などが生活困窮状態になりうる方として想定されます。

【平塚市の状況】

本市における、生活困窮状態にあると思われる人の数などについては、次のとおりです。

○生活保護関係

本市の生活保護法による被保護世帯数・人員は、2023年3月末現在 2,958 世帯、3,691 人で保護率は 1.43% です。

保護率は高齢化の進展や単身世帯の増加など社会的状況を背景に増加傾向で推移しています。さらに、2009年度から2010年度は景気低迷等の影響で急激に増加しましたが、その後は、高齢者世帯は増加しているものの穏やかな増減を繰り返していました。しかし、2020年度以降は新型コロナウイルスの影響から増加傾向が顕著になっています。

困窮者支援法及び生活保護法において、生活困窮者の相談窓口で要保護となるおそれが高い人を把握した時は、生活保護制度に関する情報提供等を行うこととする一方で、被保護者が生活保護から脱却する際、生活困窮者に該当する場合は、生活困窮者自立支援制度についての情報提供等を行うこととされています。

【生活保護世帯数等】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
被保護者世帯数	2,664	2,796	2,896	2,958
被保護者人数	3,414	3,568	3,646	3,691
就労収入増加による 保護廃止件数	47	40	39	40
生活保護利用相談実件数	529	754	731	810
生活保護開始件数	357	451	408	445
生活保護の開始に 至らなかった件数	172	303	323	365

(出典:生活福祉課資料)

○失業者

離職後2年以内であることなど、失業者の中には住居確保給付金の要件に該当する人が存在する可能性があり、ハローワーク等と連携して制度案内や支援を行っています。

○税等滞納関係

税務等の担当部局には、各種税等の滞納相談に来る人など経済的に困窮している人が訪れることがあると考えられます。そのような人に対しでは、必要に応じて生活困窮者の自立相談支援機関につなぎています。

○ホームレス関係

ホームレスの人数は減少傾向ではありますが、2023年1月に実施したホームレスに関する全国調査において、本市は、県内市町村で横浜市、川崎市に次いで3番目にホームレスが多い自治体となっています。また、2021年度に実施したホームレスの生活実態調査の結果から、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化が確認できています。

【ホームレス数等】

	2020 年度	2021 年度	2022 年度
ホームレス人数	38 人	23 人	21 人
ホームレスを脱した人の数 (入院又は死亡を含む)	8 人	16 人	10 人

（2）生活困窮者支援の状況

本市では、困窮者支援法の施行前から保健福祉に関する総合相談窓口を設置しており、生活困窮の問題を含め相談者の対応をしてきました。

困窮者支援法の施行後は、保健福祉総合相談窓口と各事業の委託先等が連携し、生活困窮者からの相談を受け付けるだけでなく、生活困窮者がいることを把握した庁内関係課から相談を受け付けたり、必要に応じて生活保護の相談につないだりして、生活困窮者に対して支援を行っています。

主な取組は次のとおりで、困窮者支援法に基づく事業を各事業の委託先やその他、様々な関係機関と連携し、実施することで支援しています。

また、生活保護受給世帯への取組として、子ども支援員及び就労支援

員を2名ずつ配置し、様々な問題に直面する生徒や保護者、就労自立を目指す人に対して、寄り添った支援を行っています。

○必須事業

困窮者支援法で定める必須事業である自立相談支援事業と住居確保給付金の支給を実施しています。

本市における自立相談支援事業は、市社協へ委託して実施し、くらしサポート相談を保健福祉総合相談窓口と併設する形で本庁舎内に設置しています。また、月2回のホームレス巡回相談を実施し、ホームレスの状況把握に努めるほか、医療機関や民間のホームレス支援団体と連携して自立の支援を行っています。

2019年度からの支援の状況は、次のとおりです。

【自立相談支援事業における相談等件数】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
新規相談受付件数	256	738	856	361
支援プラン作成件数	95	204	233	269
就労支援対象者数	37	86	124	160
就労者数 (うち就労支援プラン対象者)	10	22	23	27
増収者数 (うち就労支援プラン対象者)	8	10	15	14

【自立相談支援事業におけるホームレス巡回相談数】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
巡回相談件数（延べ）	178	263	265	221

住居確保給付金は、離職などにより住居を失った人、または失うおそれの高い人に、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給するものです。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

2019年度からの支援の状況は、次のとおりです。

【自立相談支援事業における住居確保給付金支給件数等】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度
申請件数	5	514	211	117
支給決定件数	4	454	214	120

コラム9 くらしサポート相談

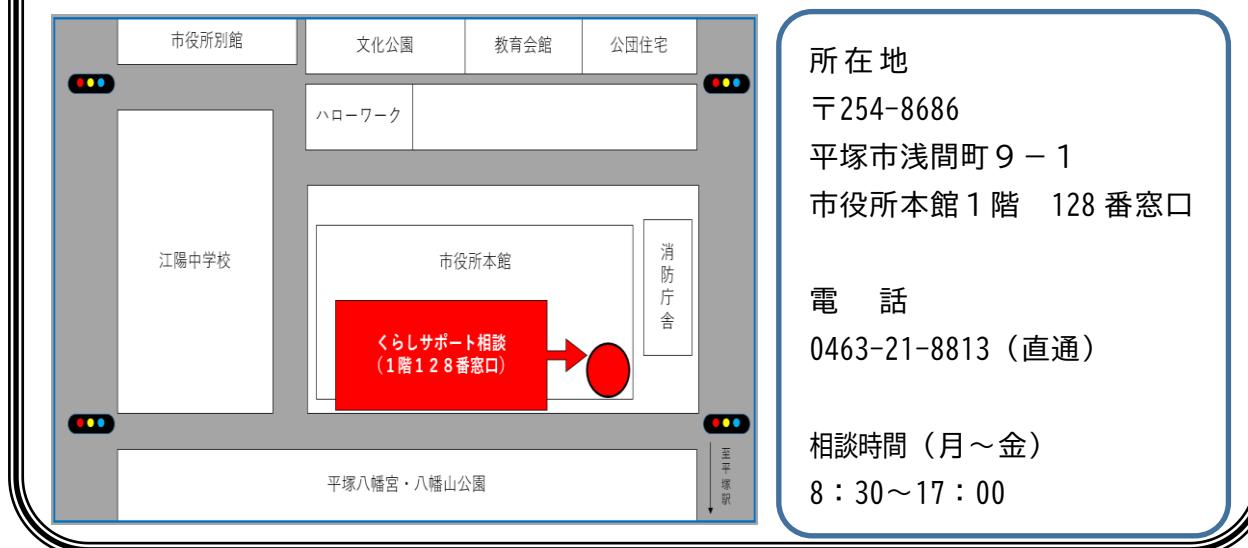
生活困窮者に対しては、さまざまな取組で自立に向けた支援を行っています。その支援の「入口」となる自立相談支援事業を市社協が市から委託を受けて行う相談窓口が、くらしサポート相談です。

くらしサポート相談では、相談者が抱える「住むところがない」、「働きたくても働けない」、「家計の収支の均衡がとれない」などの困りごとについて、どのような支援が必要かを、支援員が相談者やその家族と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、必要に応じて他の機関と連携して、寄り添いながら、解決に向けた支援を行っています。

支援プランについては、生活困窮者自立支援法に記載されている住まい、就労や家計管理等の面で支援する事業を活用する以外にも、食糧や医療等の面での支援も関係機関と連携して行うなど、それぞれの相談者に最適な内容のものを作成し、提供しています。

また、直接窓口に相談に来ることができない人に対しては訪問による相談を行ったり、市内でホームレス生活を行う人に対しては巡回による相談を行ったりと、窓口以外での相談支援も行い、包括的な支援につなげています。

くらしサポート相談の所在地・連絡先・相談時間



○任意事業

困窮者支援法で定める任意事業について、本市では次の事業を実施しています。

就労準備支援事業	一般就労に向けて、生活リズムを整える、他者とのコミュニケーションを図るなどの日常生活・社会生活自立に関する支援や、就労体験の提供を行う等の就労自立に関する支援を行います。
家計改善支援事業	家計表を活用しての家計管理、滞納解消や各種給付制度の利用、債務整理等に関する支援を行います。
一時生活支援事業	宿泊場所や食事等の提供を行うほか、事業を利用していた人で現在は住居を持つ人等に日常生活を営むのに必要な情報の提供や助言を行います。
子どもの学習・生活支援事業	生活困窮者である子どもに対し、学習の援助等を行います。
就労訓練事業	一般企業等で働くことが難しい人に、訓練として就労体験や支援付きの雇用を提供します。県の認定を受けた事業所が実施します。

2019年度からの各事業の実施状況は、次のとおりです。

【就労準備支援事業(2021年3月開始)】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
利用登録者数	—	—	20人	11人
延べ支援件数	—	—	364件	521件

【家計改善支援事業(2021年3月開始)】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
利用登録者数	—	—	56人	111人
延べ支援件数	—	—	317件	412件

【一時生活支援事業】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
利用決定件数	4人	1人	1人	1人

【子どもの学習・生活支援事業】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
利用者数	69人	44人	48人	41人
就労・修学者数	18人	19人	14人	19人

【就労訓練事業】

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
利用決定件数	1人	2人	0人	0人

5 地域における福祉活動

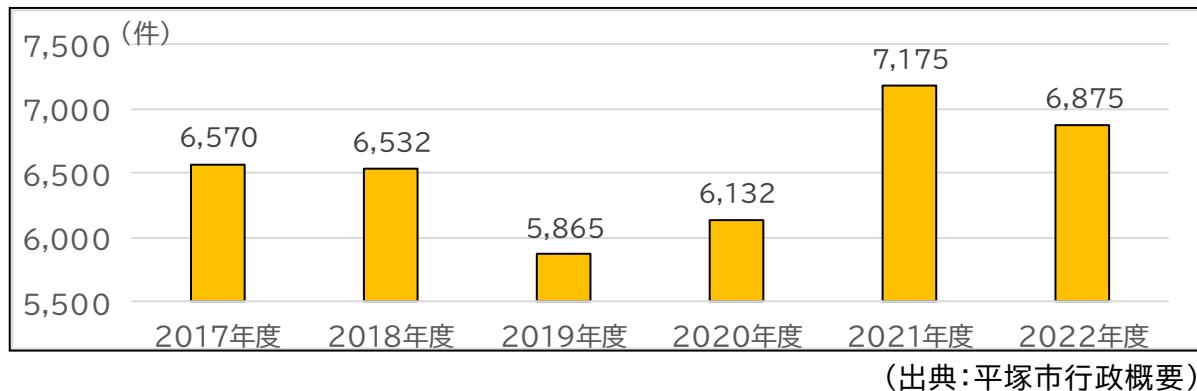
(1) 民生委員児童委員・主任児童委員

民生委員制度は100年を超える歴史を持つ、地域福祉の要となる制度です。民生委員児童委員は、ひとり暮らし高齢者への訪問や子育てに関する相談に加え、災害時には要支援者への情報提供や安否確認など、地域におけるさまざまな悩みなどに寄り添い、必要に応じて行政機関等と連携して地域生活課題の解決に当たっています。また、主任児童委員は、児童虐待などの子どもに関する専門的な問題に対して、学校や児童相談所と連携し、地域において子どもや子育て家庭の見守りなどを行っています。

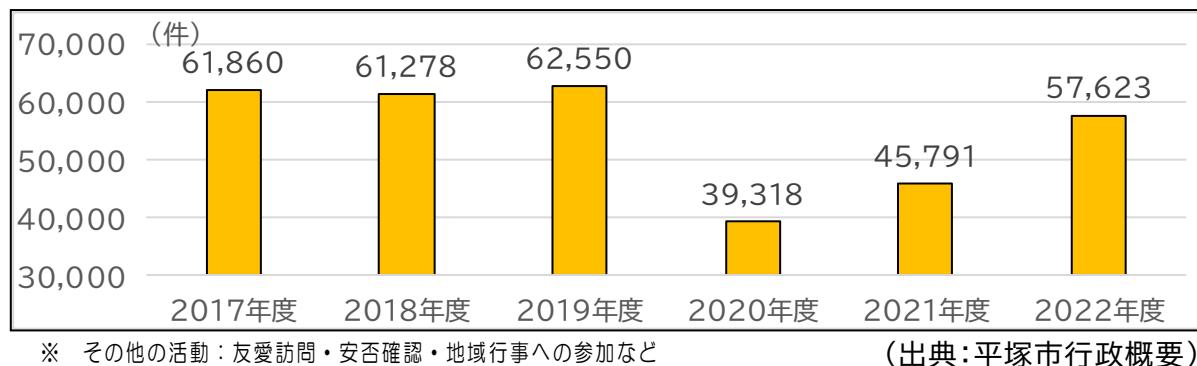
本市では、408人の民生委員児童委員（うち、主任児童委員は46人）を定数として、厚生労働大臣から委嘱された委員が市内23地区で民生委員児童委員協議会を組織し、各地域において福祉活動を行っています。

なお、本市が2022年に実施した市民意識調査では、民生委員児童委員やその活動に関する認知度は73%でした。

【民生委員児童委員の「相談・支援件数」の推移】



【民生委員児童委員の「その他の活動件数」の推移】



コラム 10 民生委員児童委員

民生委員児童委員は、安心して住み続けられる地域づくりのためボランタリーに活動している特別職の公務員です。平塚市では408人を定数として活動しており、その内46人が主任児童委員です。高齢者や障がい者、子どもや子育てに不安のある家庭などへの見守りや相談対応が主な役割ですが、相談者が適切な支援を受けられるよう、専門機関へつなぐパイプ役も担っています。

多種多様な悩みを抱える住民の相談に応じ、専門機関へつなぐためには相応の知識や経験が必要となります。知識の面では、県・市などが主催する研修への参加、各地区で開催される勉強会などで専門的な知識の習得に努めています。コロナ禍以降、従来の集合形式での研修が難しくなりましたが、オンラインによる研修も導入され、研修機会の確保に努めています。

また、民生委員児童委員活動に関する重要な情報については、毎月の定例会で伝達しています。

経験の面では、新任者とベテランで差が生じることから、個人での対応が困難な事案は民児協の地区会長などがサポートして課題解決に当たっています。また、子どもや子育てに関する事案については、各地区に2名ずつ配置されている主任児童委員と連携することで、適切な支援に努めています。

このように、充実した研修体制や組織対応を通じて、福祉に携わったことがなくても活躍することができる体制を敷いています。民生委員児童委員活動の充実には、地域住民の参画が不可欠です。ぜひ、皆さんも各地区の民児協活動にご協力ください。



民児協総会・研修会の様子

(2) 地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会（地区社協）は、市内23地区を単位とする地域住民の自主的な組織で、自治会町内会や地区民児協などの各種団体と連携しながら、地域ボランティアの協力により、身近な地域における福祉活動の実践組織として古くは1950年代後半から地域福祉の核となり活躍してきました。構成している各種関連団体と協働して子どもから高齢者まで参加できる地域住民全体を対象にした住民同士の出会いの場・つながる場などの交流活動などに取り組んでいます。地域の「つながり」を深めることが、支えあいの地域づくりにつながっています。

地区社協は、市社協と同一の理念を持ちながらも、それぞれ地域に特化した活動を行っています。市社協は、地区社協同士や関係機関との結びつけのほか、地区社協に対して人的、財政的支援を行っています。

〈地区社協の主な構成団体〉

- 自治会・町内会 ○地区民児協 ○保護司
- 青少年指導員 ○子ども会育成会 ○町内福祉村
- 防犯協会 ○体育振興会 ○交通安全協会
- ゆめクラブ ○婦人団体 ○美化推進委員会
- 小・中学校 PTA ○公民館運営委員会
- 食生活改善推進団体 ○ボランティアグループ

〈地区社協の主な活動内容〉

- ひとり暮らし高齢者の給食会 ○ふれあいきいきサロン
- ふれあい福祉相談 ○子育て支援事業 ○世代間交流
- 地区社協だより発行 ○各種募金活動 ○福祉施設との交流
- 社会を明るくする運動（社明運動） ○福祉の学びの場
- ふれあい敬老会（つどい） ○福祉ふれあいまつり



コラム 11 地区社会福祉協議会(地区社協)の活動

～地域でつながる・みんなでつながる地域づくり～

地区社協は、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの推進」という市社協と同じ理念を持ち、地域住民の“つながり”と“お互いさま（助け合い）”をひろげる活動を住民が主体的に取り組んでいます。地区社協は市内23地区（概ね小学校区）すべてにあり、身近な生活圏域の組織です。それぞれの地域の自治会・町内会や民児協をはじめとする各種団体からなる協議体組織であるため、地域のネットワークを活かした活動ができる強みがあります。

地区社協の主な活動は、「ふれあいいきいきサロン」、「ふれあい広場（世代間交流）」、「ひとり暮らし高齢者の昼食会」、「子育てサロン」、「福祉の学びの場」、「ふれあい福祉相談」など、地域の住民すべてを対象とした活動を行っています。住民同士のつながりを深めることは、近所の方が困った時に気づき、助け合い・支えあいができる安心して暮らせる地域づくりになります。

地区社協は地域共生力の高い地域づくりの一環として、「福祉の学びに場」を開催しています。地域住民が福祉について学ぶ機会として福祉への理解と関心を広げ、助け合い・支えあいの実践につながることを目指しています。



(3) 町内福祉村

町内福祉村は地域のボランティアセンターであり、地域住民・本市・市社協等の協働により、地域住民の自主的、主体的な参加を基本に、お互いに支えあい、助けあいながら地域に住む誰もが安心して生活できる地域づくりや地域の絆づくりを目的としています。

町内福祉村は、おおむね地区公民館（25館）区域ごとに設置することとしており、現在、市内25地区のうち18地区において活動が展開されています。各地区に設けられた活動拠点施設などにおいて、福祉村ボランティアを中心に地域福祉コーディネーターや各種団体との連携のもと、地域における支えあい活動を行っています。

〈町内福祉村事業における各主体の役割等〉

地域住民の役割

- 各種団体と連携しての活動の仕組みづくり
- 実践活動

地域福祉コーディネーターの役割

地域住民の保健福祉に関する悩みごとなどの相談に応じたり、関係機関につないだりします。また、地域団体によるネットワークづくりの支援をします。

- 保健福祉の総合相談業務
- 行政及び専門機関等との連絡調整など
- 地域におけるネットワークづくりの支援

福祉村ボランティアの役割

地域住民のための「ふれあい交流活動」や、「身近な生活支援活動」について、「できることを、できるときに」行うためのボランティアです。

- 身近な
 - 声かけ
 - 見守りや話し相手
 - ゴミ出し手伝い
 - 生活支援
 - 外出時の付き添い
 - 庭の手入れ
 - 電球交換など
-
- ふれあい
 - 地域住民が気軽に立ち寄れるサロン
 - 高齢者の交流活動
 - 介護予防
 - 子育てサロン
 - 世代間交流など

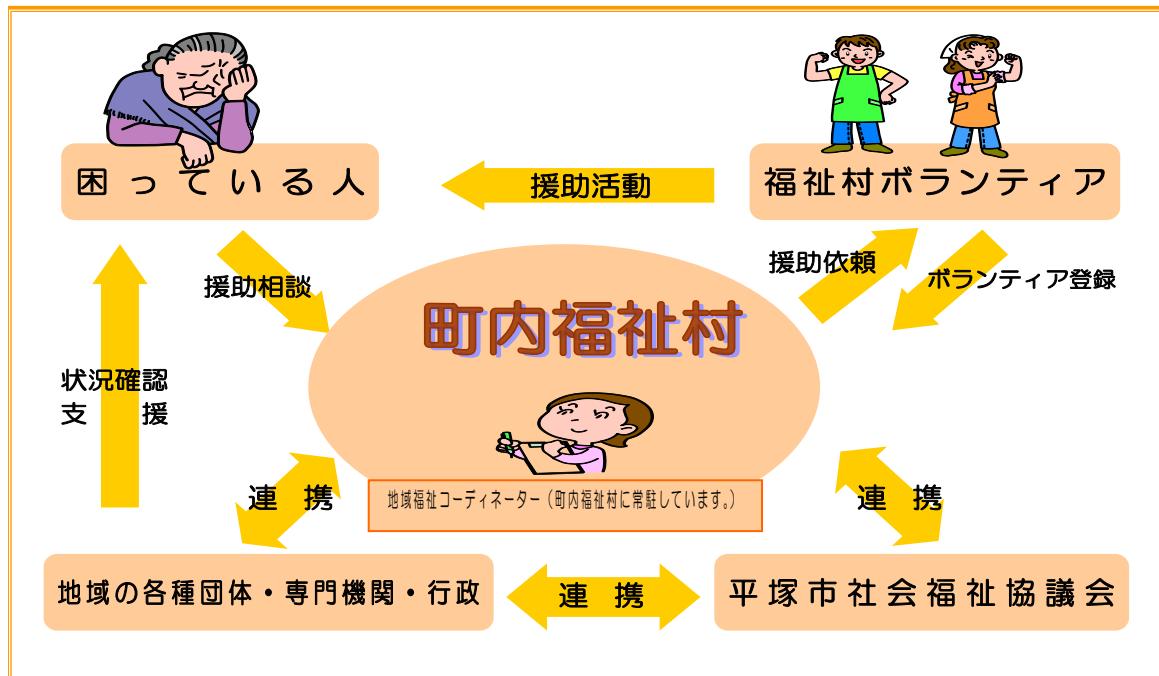
平塚市の役割

- 福祉村活動拠点の確保 ○運営経費の支援
- 研修機会や情報交換機会の提供 など

市社協の役割

- 地域課題抽出への支援
- ボランティアやコーディネーターの研修会への支援 など

町内福祉村における支援活動のしくみ



【町内福祉村実施地区】

地区名	開設年月	拠点施設の場所
松原	1999年2月	松原分庁舎内
花水	2000年2月	なぎさふれあいセンター内
港	2001年3月	港ベイサイドホール内
金田	2003年2月	金田公民館の北隣り
岡崎	2004年2月	岡崎地区内の賃貸住宅（みどりヶ丘バス停近く）
松が丘	2004年11月	市営東中原住宅敷地内
城島	2005年4月	城島分庁舎内
大神	2007年3月	リフレッシュプラザ平塚内

八幡	2008年1月	八幡地区内の賃貸住宅（八幡バス停近く）
旭南	2011年3月	高村団地13号棟105号室
富士見	2011年3月	春日野中学校の北側
旭北	2012年3月	西部福祉会館内
吉沢	2013年3月	吉沢公民館内
横内	2014年2月	横内保育園の向かい
なでしこ	2014年3月	なでしこ公民館内
四之宮	2015年3月	四之宮公民館内
田村	2016年3月	田村自治会館内
豊田	2018年2月	豊田分庁舎内

コラム 12 町内福祉村の活動

町内福祉村は、地域の中でお互いに支えあい、助けあいながら誰もが地域で安心して生活できる仕組みづくりを目指し、市内18地区で活動しています。

各地区の自治会や地区社協、地区民児協などと連携して、地域福祉活動の拠点となっています。

町内福祉村の大きな特徴は、住民がボランティアで各種の支援活動を展開している点にあります。

主な活動は、ゴミ出しや庭の草刈り、買い物の付き添いや話し相手といった、ちょっとしたお手伝いをする「身近な生活支援」、福祉村拠点などを活用して居場所づくりを提供する「ふれあい交流」の2点です。

これらの具体的な活動内容を、地域の特性や課題を踏まえて住民が議論した上で決めていることも大きな特徴で、各地区の状況に応じて様々な活動が展開されています。

また、拠点には地域の人からの相談をお聞きする「コーディネーター」が配置されていて、生活上の困りごとの相談を受けています。

町内福祉村では、一緒に活動していただけるボランティアを募集しておりますので、町内福祉村の活動に興味を持たれた方は平塚市福祉総務課までご連絡ください。



(4) ボランティア、市民活動団体（NPO法人を含む）

本市におけるボランティア活動はさまざまな分野で行われ、福祉分野以外でも保健・医療・教育・文化・環境・国際関係等広範な活動が行われています。福祉分野においては、対象者別に見ても、高齢者・障がい者・子育て中の人・外国籍の人など、多岐に渡る活動が展開されています。市社協ボランティアセンターには、福祉に携わる団体と個人のボランティアが登録し活動しています。

市民活動は、「参加者の自発性」、「組織の自立性・継続性」、「非営利」、「非政治的・非宗教的」、「柔軟性」、「きめの細かさ」、「先駆的」といった特性があり、本市の市民活動も、その目的や内容はさまざまですが、これらの特性を活かしながら、「福祉・支えあい」、「教育・子育て・青少年」をはじめとして、あらゆる分野で参加型活動を展開しています。

2003年5月に開設した「ひらつか市民活動センター」には、NPO法人（特定非営利活動法人）を含めた市民活動団体が登録しています。

【平塚市社会福祉協議会ボランティア登録数】

(※各年3月31日現在)

	グループ数	人数	個人	合計人数
2018年度	123	1,859	283	2,142
2019年度	126	2,124	307	2,431
2020年度	106	1,879	188	2,067
2021年度	103	1,789	230	2,019
2022年度	98	1,590	165	1,755

(出典:平塚市社会福祉協議会資料)

【ひらつか市民活動センター団体登録数】

(※各年3月31日現在)

	団体数
2018年度	352 団体
2019年度	339 団体
2020年度	332 団体
2021年度	331 団体
2022年度	317 団体

(出典:平塚市行政概要)

コラム 13 ボランティア養成講座

ボランティアセンターでは、一年を通じて様々な講座を実施しています。

専門的なボランティア活動をはじめたい方に向けた点字、拡大図書、手話、要約筆記、傾聴、精神保健の養成講座を開催しています。また、市内で活動するボランティア団体の活動を知り、自身のボランティア活動へつなげていただくための福祉ボランティアスクールも開催しています。そして、対象のテーマを絞った、保育ボランティア初心者入門講座、ボランティア養成講座の知的障がい児編や災害時編、サロンボランティア講座などがあります。

また、夏休み期間に親子で参加できる、親子で福祉体験こどもスクール（写真）は、毎年大盛況で受付を開始するとすぐに定数に達する人気の講座となっています。講座では、点字と手話を学びますが、夏休みに親子で福祉を学び地域共生社会へのきっかけづくりとなっています。



(5) 高齢者や障がい者の外出支援

要介護・要支援者の増加と1998年に施行された運転免許証自主返納制度の浸透に伴い、外出に支援が必要な高齢者が増加しており、障がいがあることで運転が困難な人とあわせて外出機会の確保が求められています。県内で実施された「公共交通を利用できない高齢者・障害者の最低外出日数」に関する調査によると、精神的な健康を保持するためには最低でも月に10日以上の外出機会が必要との推定も示されています。平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第9期〕）調査報告書によると、日用品の買い物に不便を感じている人のうち25.8%が「買い物をするところまで行く移動手段がない」と回答しています。こうした状況を受け、本市においても住民が主体となり、運送対価を求めない地域内の移送支援を実施する地域も出てきました。

また、高齢者や障がい者の外出機会を確保するため、国の定める研修課程を修了したドライバーにより運行し、概ねタクシーの半額で利用できる福祉有償運送（＊18）制度があり、市内を本拠地とする事業者は、2022年度末で7事業所となっています。

【日用品の買い物で不便を感じること】

	全体	性別		年齢			(再掲) 85歳以上
		男性	女性	前期高齢者	後期高齢者		
調査数	97	24	72	39	58	13	
身近なところに買い物ができる場所がない	64.9	66.7	65.3	69.2	62.1	69.2	
買い物をするところまで行く移動手段がない	25.8	20.8	26.4	15.4	32.8	23.1	
日常用品を配達してくれるお店がない	17.5	16.7	16.7	20.5	15.5	17.7	
買ったものを家まで運ぶことができない	17.5	8.3	19.4	12.8	20.7	0.0	
買い物を手伝ってくれる人がいない	8.2	8.3	8.3	10.3	6.9	15.4	
その他	8.2	8.3	8.3	5.1	10.3	0.0	
無回答	2.1	4.2	1.4	0.0	3.4	0.0	

（出典：平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画〔第9期〕）調査報告書）

*18 福祉有償運送 NPO法人などの団体が一人でバスやタクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な障がい者、要介護・要支援者、難病の人などを対象に、概ねタクシー料金の半額程度で運送を行うものです。

コラム 14 地域における高齢者等の移送支援

高齢者等の移動が課題になる中で、本市では、高齢者や障がい者を中心とした自力移動困難者の外出機会拡大を目的として、地域内での支え合いを主軸とした住民が主体となって実施する「地域内移送」やNPO法人等が道路運送法に基づいて実施する「福祉有償運送」を支援しています。

「地域内移送」は地域住民が運転ボランティアとして、自家用車や近隣の社会福祉法人から借用した車両を使用して、主に通院や日常的な買い物、地区で行うサロン等への移送を無償で行う取組です（ガソリン代や駐車料金等は、一部実費負担）。なお、社会福祉法人から貸し出しされる車両は、社会福祉法に基づき実施されている「地域における公益的な取組み」の一環として団体に貸し出され、取組を支えています。

「福祉有償運送」は、国に登録されたNPO法人などが要介護・要支援状態の人、障がい者等の一定の要件の対象者の方の移送を行うものです。移送の目的は特に問わず、利用料は概ねタクシー運賃の半額となっています（その他、乗降介助料や付添料などが発生する場合があります）。

利用に際しては事業者へ事前の登録が必要となり、また、利用料及び他の料金体系等が事業者によって異なります。詳細は市のホームページ等に掲載している事業者へ、お電話で直接ご確認ください。

6 地域住民の意識

本計画の策定に当たり、その基礎的な資料を得ることを目的として、次のとおり市民意識調査を行いました。この調査は、第1期から第4期までの地域福祉計画策定時にも実施していることから、経年変化を把握するため、今回調査でも同様の設問を設定したほか、本計画と自殺対策、成年後見制度利用促進、生活困窮者自立支援の各計画を一体的に策定することを踏まえ、調査項目を設定しました。

なお、市民意識調査の結果詳細は別冊84ページ以降をご参照ください。

■調査の概要

調査対象	満16歳以上の平塚市民
対象者数	3,000人
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送方式（料金受取人払いの返送用封筒を同封）
調査期間	2022年9月2日から9月30日まで
回答状況	回収数 1,162通（返送率 38.7%）

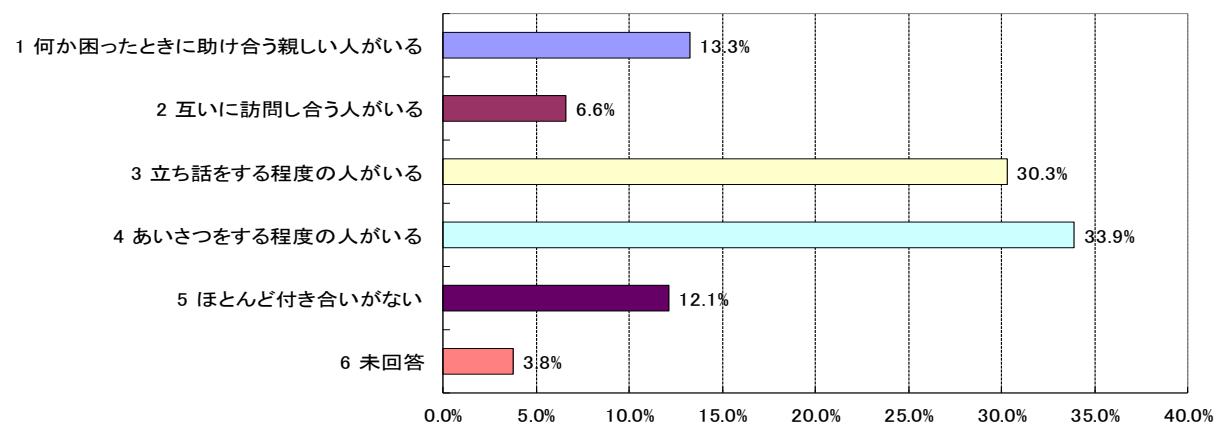
(1) 近所付き合いの状況

近所付き合いは、地域の人間関係の基礎になります。そこで、「近所の人と、どの程度の付き合いをしているのか」について聞いたところ、「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」と、「互いに訪問し合う人がいる」を合わせると 19.9% となっています。また、「立ち話をする程度の人ならいる」と、「あいさつする程度の人がいる」を合わせると 64.2% と半分以上を占めています。過去の調査結果と比べると、地域内でのつながりが年々薄くなっている傾向にあります。さらに、「ほとんど付き合いがない」と回答した人も 12.1% います。

過去調査と比較すると、「何か困ったときに助け合う親しい人がいる」と「互いに訪問し合う人がいる」を合わせた割合については、2007 年度調査 (33.1%)、2012 年度調査 (27.5%)、2017 年度調査 (23.3%) と下降傾向にあります。

(調査の結果)

問21 あなたは、ふだん近所の人と、どの程度の付き合いをしていますか。
次のの中から1つ選び、マルで囲んでください。



(2) ボランティア活動への参加の状況

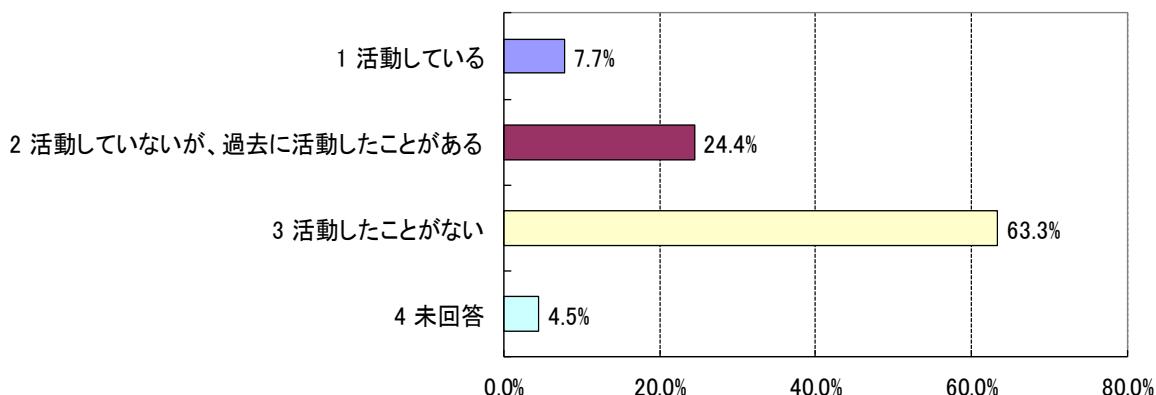
「ボランティア活動をしたことありますか」について聞いたところ、「活動している」と答えた人が7.7%となっています。

過去調査と比較すると、「活動している」について、2012年度調査では11.0%、2017年度調査では8.9%となっており、減少傾向にあります。

なお、「活動したことがない」と回答した人の割合も前回調査から減少しており、「活動していないが、過去に活動したことがある」と回答した人の割合は増加しています。

(調査の結果)

問17 あなたは、これまでにボランティア活動をしたことありますか。
次の中から1つ選び、マルで囲んでください。

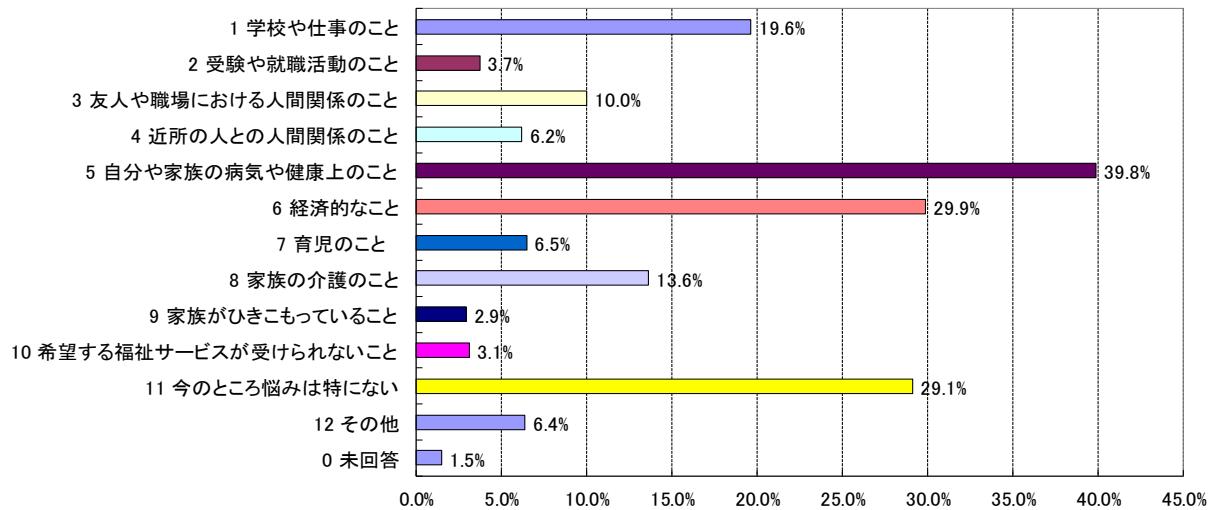


(3) 相談相手の状況

「現在、あなたはどのようなことで悩みやストレスを感じていますか」について聞いたところ、「自分や家族の病気や健康のこと」が1位、「経済的なこと」が2位、「今のところ悩みは特にない」が3位と上位を占めました。また、「悩みやストレスを感じたときに、相談できる（相談したい）相手はどれですか」について聞いたところ、「同居の家族、親類」が1位、次いで「別居の家族、親類」、「友人、職場や学校の人」が続いています。困ったときの相談はまず「家族・親戚」であることがわかります。その他の回答では「医師などの医療機関」、「親しい近所の人」が上位に入った一方で、「相談したいところがない」、「相談できるところを知らない」といった回答も一定数みられます。

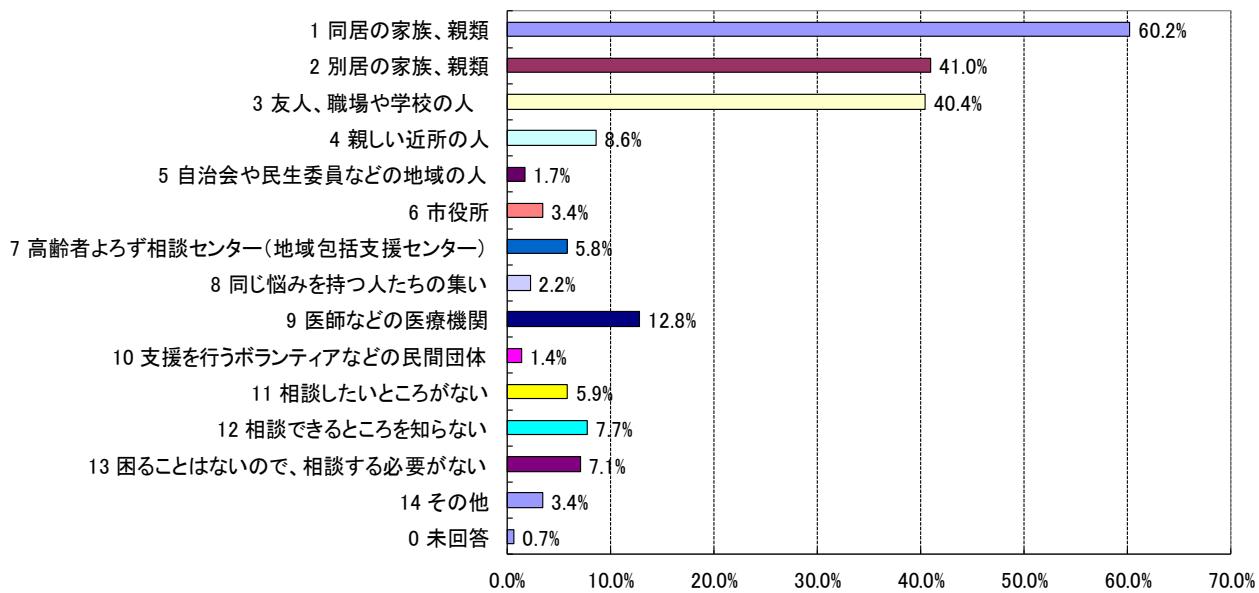
(調査の結果)

問5 現在、あなたはどうのようなことで悩みやストレスを感じていますか。
当てはまるもの3つまで選び、マルで囲んでください。



(調査の結果)

問6 悩みやストレスを感じたときに、相談できる(相談したい相手はどれですか。
当てはまるものを3つまで選び、マルで囲んでください。



【注：複数回答可のため、合計は 100% を超える】

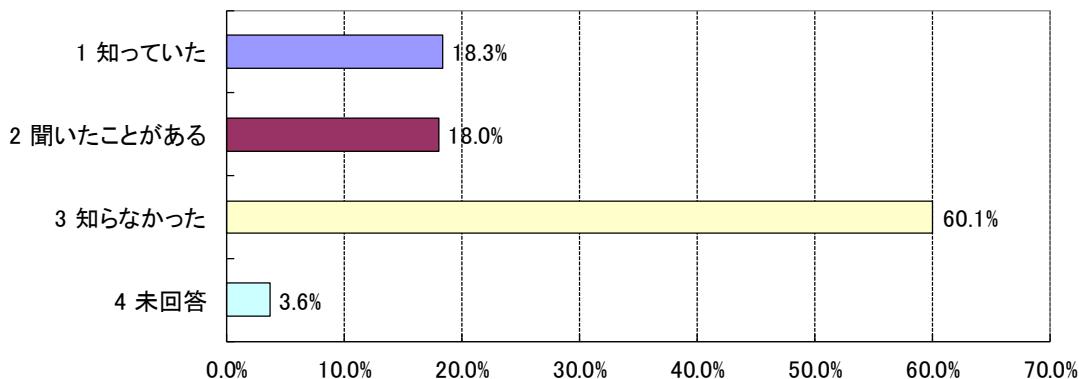
(4) 町内福祉村事業に対する意識

「あなたは町内福祉村を知っていますか」について聞いたところ、「知っていた」が 18.3%、「聞いたことがある」が 18.0%で、合わせると 36.3%となりました。「知っていた」が微減した一方で、「聞いたことがある」は微増していますが、「知らなかった」と回答した人が 60%程度います。これを、町内福祉村の未設置地区だけに絞り込んでみると、「知っていた」と「聞いたことがある」を合わせると約 24%となっており、町内福祉村の設置が認知度に大きな影響を及ぼしていることがわかります。

過去調査と比較すると、「知っていた」と「聞いたことがある」の回答を合わせると、2012年度調査が 34.1%、2017年度調査が 36.9%であり、認知度が伸び悩んでいます。

(調査の結果)

問24 あなたは、町内福祉村を知っていますか。次の中から1つ選び、マルで囲んでください。

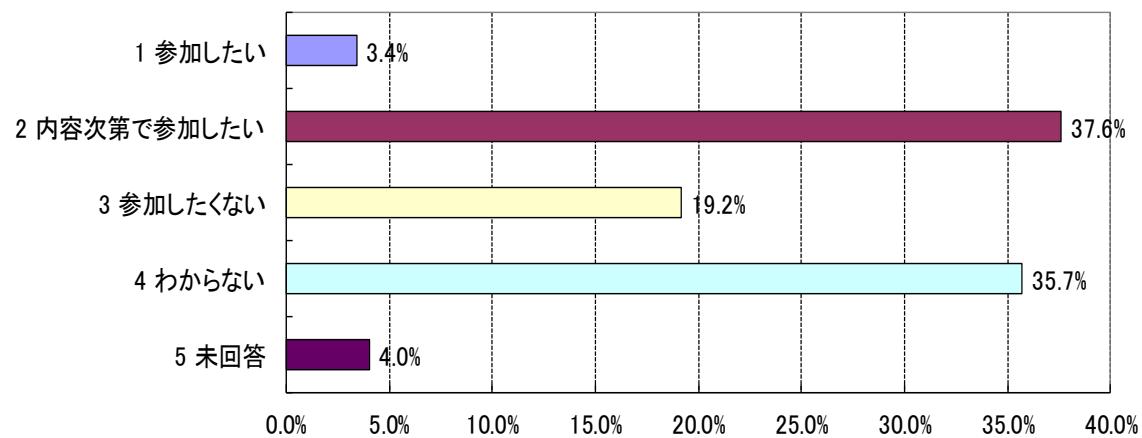


「町内福祉村のボランティアとして地域における助け合い活動に参加したいと思いますか」について聞いたところ、「参加したい」と、「内容次第で参加したい」を合わせると 41%となりました。

過去調査と比較すると、「参加したい」と、「内容次第で参加したい」を合わせると、2012年度調査 55.6%、2017年度調査では 39.4%となっており、今回の調査では微増となっています。

(調査の結果)

問25 あなたは、町内福祉村のボランティアとして地域における助け合い活動に参加したいと思いますか。次の中から1つ選び、マルで囲んでください。



(5) 住民間の相互支援に対する意識

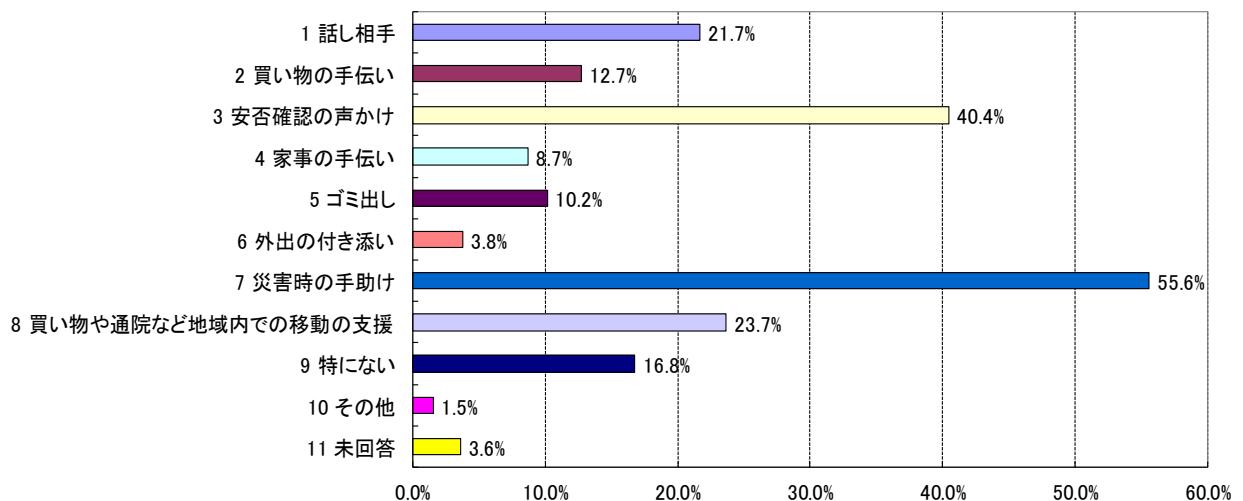
地域共生力の高い地域をつくるためには、住民の相互支援意識が高まることが重要です。そこで、「あなたや家族が困ったとき、地域でどのような手助けをしてほしいと思いますか」、「あなたは地域の中でどのような手助けができますか」について聞いたところ、手助けをして欲しい項目、手助けできる項目ともに「災害時の手助け」「安否確認の声かけ」が上位を占めました。

過去調査と比較すると、2012年度調査、2017年度調査でも「災害時の手助け」「安否確認の声かけ」が上位を占めており、この傾向は変わっていません。

なお、今回調査から選択肢に加えた「買い物や通院など地域内での移動の支援」は手助けしてほしい項目で3位に入っています。

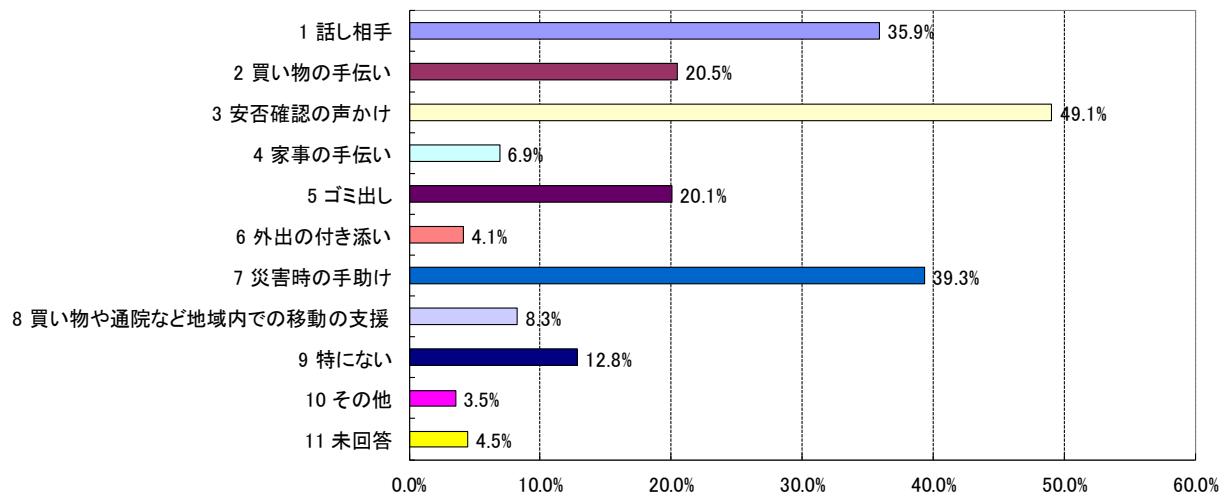
(調査の結果)

問22 あなたや家族が困ったとき、地域でどのような手助けをしてほしいと思いますか。
当てはまるものを3つまで選び、マルで囲んでください。



(調査の結果)

問23 あなたは地域の中でどのような手助けができますか。
当てはまるものを3つまで選び、マルで囲んでください。



7 第1期地域福祉リーディングプランの進捗状況と課題

第1期地域福祉リーディングプランの進捗状況と課題等については、次のとおり計画ごとに整理しました。

(1) 第4期平塚市地域福祉計画（全28事業）

	予定どおり	若干遅れている	遅れている
2019年度	22事業(約81%)	4事業(約15%)	1事業(約 4%)
2020年度	12事業(約44%)	11事業(約41%)	4事業(約15%)
2021年度	15事業(約56%)	7事業(約26%)	5事業(約18%)
2022年度	14事業(50 %)	10事業(約36%)	4事業(約14%)

※うち1事業は2022年度評価のみ実施

課題 相談を受ける多様な担い手の確保を進めるとともに、対応力や知識の向上を図る必要があります。また、複雑化・複合化する地域生活課題を解決するため、包括的な支援体制の構築を進める必要があります。

(2) 第3期平塚市地域福祉活動計画（全13事業）

	予定どおり	若干遅れている	遅れている
2019年度	6事業(約46%)	4事業(約31%)	3事業(約23%)
2020年度	2事業(約15%)	7事業(約54%)	4事業(約31%)
2021年度	9事業(約69%)	3事業(約23%)	1事業(約 8%)
2022年度	9事業(約69%)	2 事業(約15%)	2事業(約15 %)

課題 地域生活課題に関する会議体が地域で増加している中、新たな会議体を開催することに負担があります。権利擁護は、成年後見制度の認知度が低下していることへの対応に加え、法人後見事業等の周知を強化する必要があります。

(3) 第1期平塚市自殺対策計画（全13事業）

	予定どおり	若干遅れている	遅れている
2019年度	11事業(約85%)	2事業(約15%)	0事業(0%)
2020年度	10事業(約77%)	2事業(約15%)	1事業(約 8%)
2021年度	7事業(約54%)	3事業(約23%)	3事業(約23%)
2022年度	8事業(約62%)	2事業(約15%)	3事業(約23%)

課題 相談窓口の周知や自殺予防の正しい知識を広く普及させる必要があります。また、「こころの体温計」は、国や県、他自治体で類似事業が増えたことにより、開設当初と比較すると利用者が分散化していると推測されます。そのため、今後の事業展開について検討する必要があります。

(4) 第1期平塚市成年後見制度利用促進計画（全10事業）

	予定どおり	若干遅れている	遅れている
2019年度	10事業(100%)	0事業(0%)	0事業(0%)
2020年度	4事業(40%)	6事業(60%)	0事業(0%)
2021年度	5事業(50%)	5事業(50%)	0事業(0%)
2022年度	8事業(80%)	2事業(20%)	0事業(0%)

課題 認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手を確保する必要があります。また、専門職団体だけでなく、本人にとってより身近な存在であり、地域の実情を理解している市民後見人を養成し、幅広い場面で活躍できるように検討していく必要があります。

(5) 第1期平塚市生活困窮者自立支援計画（全10事業）

	予定どおり	若干遅れている	遅れている
2019年度	9事業(90%)	1事業(10%)	0事業(0%)
2020年度	9事業(90%)	0事業(0%)	1事業(10%)
2021年度	9事業(90%)	0事業(0%)	1事業(10%)
2022年度	10事業(100%)	0事業(0%)	0事業(0%)

課題 全ての計画事業は予定どおり進んでいますが、コロナ禍での生活困窮者の増加や物価上昇による生活面の先行きの不透明感などから、就労等の支援を引き続き進めていく必要があります。また、血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と資源がつながり支え合う取組が生まれやすい環境を整え、緩やかなつながりによるセーフティネットの充実を図る必要があります。

8 地域福祉を取り巻く課題

統計データや市民意識調査、地域福祉活動団体アンケート等から見えてくる傾向や状況を踏まえ、本市の地域福祉を取り巻く課題や取り組むべき内容を次のとおり、大きく3つに整理します。

課題1 地域福祉を支える担い手の確保や育成、意識醸成

- 市民意識調査結果によると、ボランティア活動をしたことがない理由として、「きっかけがない」が最も多く、潜在的なニーズはあることから、実際の活動につなげていくことが必要です。
- 本市の地域福祉の核となる町内福祉村の認知度について、設置地区と未設置地区で大きな差異があることから、支え合いの輪を広げるために、引き続き、未設置地区に対して町内福祉村の意義を伝え、設置を促進する必要があります。
- 今後、本市においても更なる高齢化の進展が見込まれる中、介護ニーズの拡大等に伴い、担い手となる介護職員の不足は大きな課題であることから、介護サービス事業等に携わる人材を安定的に確保していく必要があります。
- 20歳未満の自殺者が増加しており、市民意識調査では、自殺対策として「若年層への『いのちの大切さ』を学ぶ教育」と回答した割合が最も多かったことから、児童生徒が命の大切さを学ぶことや、児童生徒の悩みを適切に受け止めることのできる教育関係者の養成が必要です。
- 「成年後見関係事件の概況」によると、成年後見制度の申立てで、身上保護を動機としていた割合は、制度開始時より増加しており、その担い手不足についても課題となっているため、市民後見人の育成など、後見人支援と合わせて推進をしていくことが必要です。
- 親族申立てや親族が後見人等に選任されている人については、市や後見センターにその情報がなく、後見人支援の際の課題となっています。
- 利用者がメリットを実感できるような成年後見制度となるためには、意思決定支援の考え方へ沿った後見事務が行われる必要があります。

- 関連団体調査の結果をみると、地域活動のリーダーのなり手不足、自治会・地区社会福祉協議会等の担い手不足、参加する顔ぶれの固定化などが浮き彫りとなっているほか、民生委員児童委員や福祉村ボランティアについても同様の傾向であり、地域全体における地域福祉の意識づくりをさらに進めることができます。

課題2 地域の絆づくりやネットワーク構築、環境整備

- 世帯構造の変化やコロナ禍により一層進んだ地域のつながりの希薄化などから地域における支え合いを一層促進する必要があります。
- 市民意識調査によると、困ったときに地域で手助けして欲しいこととして、「災害時の手助け」が前回調査に引き続き、最も高い割合となっています。災害に立ち向かうために、共助を軸とした地域の力が不可欠であることから、市民の災害時の助け合いの意識や行動が高まるよう、取り組む必要があります。
- 高齢者や障がい児者が増加していることから、バリアフリーのまちづくりを推進する必要があります。
- 権利擁護支援を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続できるように、これまで築いてきた地域の関係機関との連携を活かし、地域連携ネットワークを強化していくことが必要です。

課題3 様々な支援ニーズの把握と対応強化、情報発信の充実

- 市民意識調査によると、個人や世帯が抱える悩みごとを相談できるところを知らない人の割合が増加していることから、支援のための制度や相談機関等の周知をこれまで以上に進めるとともに、一人ひとりの状況に応じて包括的に支援していく必要があります。
- 生活困窮への自立支援について、市民意識調査によると、相談できるところを知らないと回答した人の割合が前回調査と比較して増加しており、支援を必要としているながら、知らないことで支援につながらないことがないよう、これまで以上に相談機関の周知を図ることが必要です。
- ひきこもりの人について、様々な理由から相談することへのハードルが高く、支援につながっていないことが考えられます。そういう人の

居場所をつくり、支援につなげることが必要です。

- 自殺に至るまでには本人の状況や様々な背景、危機経路、原因が存在し、それぞれが複雑に連鎖しています。このような複合的な課題を解きほぐし、解決するために、包括的な相談体制を整備する必要があります。
- さまざまな困りごとの相談先の情報を提供するとともに、こころの健康に関する正しい理解を促進し、悩みや苦しみに気付き、適切な支援へ繋げるための普及啓発をする必要があります。
- 高齢者、障がい者、児童等に対する虐待が少なくないことや、認知症の人や自殺者が増加していることなどから、個人の尊厳を尊重し、地域の中で安心して暮らせる取組を進める必要があります。
- 前回と今回の市民意識調査の結果から、成年後見制度や相談先の周知が未だ十分ではなく、権利擁護に関する意識や制度についてより身近に感じられる内容の普及広報を進めていくことが必要です。
- 権利擁護支援の相談を受けた場面から中核機関が関わり、必要に応じて、権利擁護支援チームを形成し、本人にふさわしい後見人が選任されるようすることや、後見人選任後も中核機関が権利擁護支援チームを見守っていくことが必要です。
- 市民意識調査によると、現在の悩みごとや困りごとについて「経済的なこと」が2番目に高い割合となっているほか、「就業相談、経済面の債務（借金返済）などの生活に関する相談・支援」が前回調査と比較して大きく増加しています。このことから、個人の状況に寄り添った就労の支援を進め、生活の基盤を強化していく必要があります。
- 新型コロナウイルスの影響もあり、生活困窮に関する相談や住居確保給付金の支給が増加しましたが、困窮状態の脱却を短期間で実現することは困難である状況が考えられます。こうした困窮状態の脱却を根本的に解決するために、ハローワークや経営相談先等と連携し、就労や增收による自立を支援することが必要になります。
- 市民意識調査の自由意見では、市からの手紙は内容が難しく分かりにくいといった意見や制度の周知が足りないとの意見が多く、情報発信の方法を見直し、効果的・効率的に情報発信を行う必要があります。